

令和5年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 令和5年2月22日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 小山 昌 弘
3番 栗 林 澄 恵
4番 木 内 文 雄
5番 新 見 準
6番 小 川 喜 敬
7番 山 田 雅 士
8番 小 澤 孝 延
9番 角 麻 子
10番 小 菅 耕 二
11番 木 村 利 晴
12番 石 井 孝 昭
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 木 村 由紀子

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市	長 大 木 俊 行
総	務	部 長 片 岡 和 久
市	民	部 長 中 込 正 美
福	祉	部 長 吉 田 正 明

健康子ども部長	井口安弘
経済環境部長	相川幸法
建設部長	市川明男
財政課長	和田暢祥
国保年金課長	黒川康裕
水道課長	古西弘一

・連絡員

秘書広報課長	田中和彦
総務課長	湯浅孝史
企画政策課長	飯田英二
障がい福祉課長	渡辺近
子育て支援課長	春日葉子
健康推進課長	小山田俊之
環境課長	塚本賢一
道路河川課長	中込正巳

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育部長	土屋武志

・連絡員

教育総務課長	秋葉忠久
--------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	小川正一
-----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	梅澤孝行
副主幹	佐藤竜一
主査	嘉瀬順子
主査	安見里香

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

令和5年2月22日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、本日の欠席の届出が木村由希子議員よりありました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者の追加がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、2月21日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次質問を許します。

最初に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三でございます。

登壇の機会をいただきました。

今回質問させていただくことは、まず、移住定住について、2つ目は地域支援としての取組について、3つ目、物価上昇に対する市の支援体制についての3点でございます。

初めに、移住定住についてですが、①令和4年度の実績をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における近年の転入に転出に伴う人口の動きである社会動態の推移は、転出者数が転入者数を上回る社会減の傾向が続いておりましたが、令和4年度における4月から12月末までの9か月間の転入者数は、4千471人、転出者数は、4千61人となっており、社会動態は、410人の増加となっております。

○林 修三君

プラス410人、人口減少でマイナスの傾向が続いて中において、プラスだったことは大変うれしい結果でございますけども、来ていただいた方々の八街に来ていただいた動機というか、要因は何なのでしょう、把握されておりますか。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

社会動態410人の増加となっておりますが、詳細について申し上げますと、外国人の方が

530人増加している一方で、日本人の方につきましては120人減少しております。

○林 修三君

日本人の方については120人の減少、外国の方々が多いということでございますけども、それにしても八街に来ていただいた方々がいらっしゃるわけですが、八街に来ていただいた要因については把握されておりますでしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

本市につきましては成田空港に近いということで、このような状況は成田市、富里市も同様に外国人が増えたという状況になっております。

○林 修三君

八街は多少物価が安いとか、東京に近いとか、そのほかいろんな利便性があるんじゃないかと思うんですけども、正確なところで、移住定住を進めていくにあたっては、果たしてどういう理由で八街まで来ていただいているのか、今後、調査とかということをしていただいて、把握してほしいなど、このように思います。これは希望です。

②の令和5年度の啓発についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は、令和3年度に人口減少、転出超過といった移住定住に関する課題解決することを目的に地域再生計画「やちまた魅力発信・移住定住促進事業」を策定し、移住定住及び観光振興を目的としたガイドブック「八街物語」を作成、八街推奨の店、ぼっちとともに市特産物のPR活動、やち市観光農業協議会による観光農業とシティープロモーションを実施する農業体験ツアーの開催、八街地区指導農業士並びに農業士会との連携による農業体験インターンシップを計画事業として位置付け、一体的にPR活動に取り組んでまいりました。また、本年度においては、千葉テレビ放送株式会社に本市のシティープロモーション放送を委託し、お正月の特別番組として放送することで、市のPRを実施いたしました。

令和5年度におきましては、このようなPR活動に継続的に取り組むとともに、県と連携した移住定住相談会への参加や市の公式ツイッター、ラインといったSNSを活用した情報提供など、本市の持つ魅力を市内外に広く効果的に発信することにより、移住定住人口の増加を図ってまいります。

○林 修三君

様々な形でのいろんな取組をされているということで、行政当局に敬意を表したいと思えます。

八街では、ご存じのように、いろんなイベントを実施しておりまして、昨年のラーメン祭であるとか、あとは落花生マラソン、北口市、あるいはピーナッツ駅伝、八街の夏祭り等々、非常に多くのイベントをされているということで、これはすばらしいことだと思うんですが、それをもっと、よそにいる若者というか、よそからもっと八街に来ていただいて、それを

知っていただくというようなことが必要なのかなと、そのように思います。そういったうえで、今後も啓発をしていっていただきたいと思いますが、若者を集めるということでは、例えば、兵庫県淡路市で、同窓会応援事業というのがあります。同窓会応援事業、これは1団体5万円を支援して、若者が集まる同窓会とか、若者だけじゃないと思いますが、若者を中心として当市に集まってもらって、やる会場等について助成を出すというような形で、そこで集まった若者は、久しぶりの再開に話に花を咲かせ、そして、淡路市のよさを再認識していく機会じゃないかと思うんですが、こういったことを、さっき言ったように、いろんなイベントを行っているわけですから、もったいないなど。来ていただいているんですが、若干、固定化現象がありますから、もっと広くいろんな方に来ていただいて、八街のよさをその方たちに知っていただいて、八街に住んでもらうというようなことの1つの手立てになればいいかなというふうに思いますので、ご協力をいただきたいというふうに思います。

3番目に、令和5年度の助成・支援についてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、人口減少の傾向が続いており、その中心は、就職や結婚を機に転出する20歳代から30歳代の転出超過となっております。

本市では、このような状況を課題と捉えており、若者層への支援が定住移住施策として有効と考え、令和3年度から国の地域少子化対策重点推進交付金を活用いたしまして、若者層の結婚を契機とした転出を防ぎ、また、経済的な理由で結婚を踏み出せない方への支援として、住宅購入費用や住宅賃借費用、引っ越しに係る費用の一部を助成する「結構新生活支援事業補助金」を創設し、移住定住を促進してまいりました。

令和5年度におきましては、この取組を一層強化することを目的に、国の制度改正に併せまして、夫婦共に29歳以下の場合の補助額について、増額することを予定しております。

また、令和5年度からの新たな子育て支援策として、通院や出産時に係る交通費等を助成する「妊婦支援給付金給付事業」を開始するほか、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的とした「出産・子育て応援給付金」を開始、給食費代3子以降の無償化などを実施したいと考えております。また、高校生等の保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与するため、高校生等医療助成制度についても引き続き実施してまいります。

このような取組を総合的かつ継続的に実施することにより、若者世代の移住定住を促進し、人口減少対策に取り組んでまいります。

○林 修三君

大変素晴らしいことを行っているのだなということで、改めて感想を持ちましたけれども、国の交付金を活用しながら、その他の助成をしながら、いろんなことを若者を中心に八街に来ていただく方策をしていただいているということで、これをこれからも続けて

もraitainですが、いかんせん、対象となる相手がどこまでこれを把握されているのか、それをどういう形で進めていこうとされているのか、その辺、もしありましたら。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

周知につきましては、広報やちまたとかSNS等で周知してまいりたいと考えております。そのほかにも周知の方法については、様々な方法を検討してまいりたいと考えております。

○林 修三君

大変難しいことではありますけれども、今、部長がおっしゃったSNSの利用とか、あるいは八街から離れている若者たちに、何らかの形で八街はこういうことをしているんだよと知っていただくとか、あるいは、「八街物語」という冊子ができましたから、ああいう冊子をもっとあちらこちらに配付していただくとか、そういった、取り組んでいただいているんでしょうけれども、より一層これからも努力していただいて、八街に1人でもいいから来ていただく若者が、若者にこだわっちゃいけない、1人でもいいから八街に来て住む、移住定住するという人を増やして行ってほしいなということで、今後もご努力いただきたい、このように思います。

次に4点目なんですけども、農業振興への支援体制についてお伺いします。

○農業委員会事務局長（小川正一君）

答弁いたします。

移住者が新規で農業経営を始める際には、農地の確保が必要となります。

農業を行う目的での農地の所有権移転や賃貸借権の設定等につきましては、農地法の規定により農地法第3条の許可を受ける必要があります。

農地法第3条の審査にあたり、新規就農希望者に対しましては、農業委員や地区担当の農地利用最適化推進委員が農業経営の計画等について聞き取りを行っておりますが、その際には作付け方法や出荷方法についてアドバイスも行っております。

就農後につきましては、不安定な経営時期の経営確立を支援するものとして、農業を始めてから経営が安定するまでの最長3年間、最大150万円の給付金が資金面として支援が受けられるとともに、機械や施設等の導入支援として融資を受けて機械等を導入する場合には、補助対象事業費の4分の3が国と県から支援が受けられる「新規就農者育成総合対策」を活用し、就農者の支援をしているところでございます。

○林 修三君

実際に機会を開いているということは分かりましたけれども、今、ご答弁の中で農地法云々とか、畑がなきゃ駄目だとか、そういうような縛り、ハードルとかがちょっと高いような気がするんです。ですから、その前段階で、前言っていた農業体験ツアーであるとか、ちょっと試しにここだけ耕して収穫してみようというような機会を与えるようなことはできないんでしょうかね。申し訳ありません。1点だけお聞きします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えします。

農業体験ツアーなどは引き続き行う予定であります。さらに、当市の農業は、そのほとんどは、今、家族経営というのが主でありまして、農業体が占めております。市の農業政策においては、主に親元就農での新規就農者の支援に今まで力を入れてきたところでございます。

しかしながら、農業を志す人をさらに支援し、後継者の育成という農業課題の解決に向けた取組が重要であることから、先日、市長より、新規就農者の支援体制の強化、これを図るための体制を構築するようというところで指示を受けたところでございます。現在、担当課において、その準備を進めているという状況でございます。これによりまして、将来的には市外からの新規就農者を呼び込むことができるのではないかと考えておりまして、移住にもつながるものではないかと考えております。

○林 修三君

ただいまの答弁の内容については大変期待したいと思います。ぜひ頑張ってほしいなと思います。

それで、幸いなこと、今度、農業委員と農地利用最適化推進委員、そういう方々がやり直されるわけですね。ですから、そういう方々に移住定住してもらうための方策というか、そういったものの議論の場を持っていただいて、そして八街に住んでもらうにはどうしたらいいんだろうかというようなことを、ぜひ、話し合っていたいただきたいということを希望させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、2番目の明日に拓くまちづくりの中の地域支援としての取組の中の①地域支援の県の取組について、このほど、県議会では、1千200万円の予算を付けて地域支援をしていくんだというようなことが新聞等で報道されましたが、この中身がちょっと分かりませんので、教えていただけますか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県では、今年度から県総合計画における地域づくりの方向性を踏まえた取組を具体化し、推進することを目的に、新たに地域づくり担当部長及び地域づくり課を設置し、地域づくり担当部長の指揮の下、地域づくり課と地域振興事務所が市町村や地域住民と連携しまして、地域特性を活かした活性化策について検討・調整・推進を図っていくこととしております。

そのための取組の1として、県内各地域における特性や強みを活かし、地域の活性化に向けた取組を推進するための地域振興策を検討するため、新たな事業として「地域づくり推進事業」を創設いたしました。

地域づくり推進事業では、3つのステップを踏んで地域活性化の取組の具体化の検討を進めることとしております。

事業の内容のイメージについて申し上げますと、ステップ1では、先進事例の調査研究や地域づくりに知見のある講師を招いた研修会などを開催し、地域の課題を洗い出し、取組の方向性を検討する。ステップ2では、モニターツアーの開催や実証実験、計画の策定といっ

た取組の具体化に向けた検討をする。ステップ3では、検証した結果を地域での継続的な事業展開につなげていくことを目的としております。

○林 修三君

新たに県としても取組ということの内容のようなものなんですけれど、さて、それでは、地域支援のステップが3つありましたけれども、八街として、このことがこれから進められていったときに、具体的にはどういう取組をするお考えか、お伺いします。

○議長（鈴木広美君）

今の質問は②ということによろしいんですか。

○林 修三君

②の地域支援の地域の具体的な取組についてでお伺いしました。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「地域づくり推進事業」は、令和4年度から開始した新たな取組でございます。

今年度の取組について申し上げますと、君津地域では、東京湾アクアライン周辺の交通渋滞緩和、滞在時間延長、消費喚起を促す施策立案検討のための調査委託事業の実施、夷隅地域では、「観光及び広域での婚活支援」をテーマとした講演会の開催、九十九里地域では、九十九里地域の活性化や課題解決に取り組む新たな広域連携組織となる「九十九里地域市町村連携チーム」の設立に向けた機運醸成を目的としたセミナーの開催をしたと伺っております。

また、印旛地域でございますが、DXによる地域振興の促進を議題に、今後の具体的な取組の可能性について連絡会議が開催されました。

県による「地域づくり推進事業」の取組は、今年度から開始されました新たなものでございまして、具体的な事業展開とその効果はこれからと考えております。

本市といたしましても、今後も県と継続的に意見交換を交わしながら、連携協力することで、共に地域の活性化に取り組んでまいります。

○林 修三君

私は、県議会で地域支援のための予算を取った、最初は1千200万円ですが、今後、これがもっと膨らんでいくんだと思います。千葉県もいろいろそういった地域づくり、地域支援について本格的に取り組んでいこうという思いがここにあるんだなということで、興味、関心があるんですけども、今、実際に伺ったところ、例えば、君津、夷隅、そして九十九里、印旛地域も少しはあるんだということですけども、このままで行くと、どうも千葉県の南の方を中心に行ってしまうよう気がします。これは私の考え過ぎかもしれません。

地域づくりは大変これから大事なことで、人口減少もある中で、地域づくりを積極的に取り組んでいかなきゃいけないのかなというふうに思います。始まったばかりではあっても、八街市として積極的にこれに手を挙げて、そして意思を伝えていってほしい。幸いなことに、八街からは県議会で副議長をされている山本義一議員がいらっしゃるわけですから、ぜひ、

そのことで、担当課としても連携を深めながら、じゃあ、八街では何がどこまでできるんだろうかということを考えて取り組んでほしい。積極的に取り組んでほしい。待っていないで、手を挙げて積極的に取り組んでほしいということをお願いいたします。

次に、3番の安心して暮らせるまちづくりの物価上昇に対する市の支援体制についてですが、令和5年の予算については、これから特別委員会で審議されるわけですが、予算書を見て、これは随分大変な予算なんだなと思って、執行部の方々のご努力に敬意を表するわけですが、中身を見ると、光熱水費であるとか、燃料であるとか、非常にいろんなもろもろ昨年度よりも高い予算案となっております。大変厳しい状況にあるんだなというように思うんですけれども、そういった中で、暮らしを守るための支援について具体的にお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁する前に、先ほど、林議員の方から八街市と県との連携について質問がございました。

そのことで先般、地域づくり担当部長が、わざわざ八街市にお越しになりまして、もちろん、熊谷知事も同行していただきましたけれども、ユニマツが、今、経営していますドギーズアイランド小谷流を視察していただきまして、意見交換をしました。これからの活性化は県と地域が連携していかなきゃ、県も発展しないし八街市も発展しませんということで、かなり新たな意見交換をしましたので、ご報告するところでございます。

その中で、印旛地域としましても、酒々井にアウトレットがあるわけでございますけれども、あそこに新たに八街市の今まで置くことができなかつたんですけども、新たに生姜ジンジャーエールと落花生を置いてもいいですよというなお話もいただきました。これも県とのそういった連携の中での発想の転換だと思っておりますので、小さいことも含めて大きな事業展開をするために、今後も県の地域づくり課と連携をしながら、さらに八街市のために頑張っていきたいと考えておりますので、答弁の前に大変恐縮でございますけれども、お話をさせていただきます。

それでは答弁いたします。

国際情勢や円安等を原因とする物価上昇は、市民の家計や地域経済に大きな影響を及ぼしています。

本市では、今年度、このような状況に対応し、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、家計への影響が大きい低所得世帯に対しましては、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業」を実施したほか、市独自の対応として、子育て世帯、農業経営者、中小企業経営者、個人事業主、介護サービス及び障がい福祉サービス事業者など、様々な方への物価高騰支援事業を実施してまいりました。

これらの事業を実施するためには、多額の予算が必要であり、市の予算のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫補助金を活用しましたが、令和5年度については当該交付金の拡充についての連絡は今のところございません。

しかしながら、食料品等の物価高騰は今後も続くことが見込まれることから、本市といたしましては、令和5年度の学校給食における食材料費高騰対策として、保護者負担を増やすこ

となく、安定した学校給食提供を維持するため、賄材料費の一部について、市の予算で対応したいと考えております。

今後も市民や市内事業者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、国等の動向を注視しながら、必要となる支援の実施について検討してまいります。

○林 修三君

私も、ここに入る前に先ほどの地域づくりについて、市長から大変心強いご答弁をいただきました。ぜひ、期待しておりますので、積極的に取り組んでほしいというふうに思います。

さて、今の物価上昇に対する支援でたくさんのごことを市でできることの中で取り組むんだという市長の決意がうかがわれました。

一方で、やっぱり、これは市だけの問題ではないわけです。国の問題なんですね。

この頃の我が家の話をして恐縮ですが、聞こえてくるのは、妻のため息ばかりです。ガス代の請求書、電気代の請求書、もろもろ、スーパーに行っても、買物、卵が買えないのよ、あなた、我慢しなさいというようなことです。その辺のことを考えていくと、果たしてこのまま、この先、これから先、結局、所得の低い方というのは言い方が悪いんですけども、こんなに物価が上がってくるんですから、どこかで何かをきり詰めなきゃいけないという現象が起こるわけです。この先、夏になったときに、また猛暑かせやってくるでしょう。そういったときにエアコンをどこまできり詰められるんでしょうか。とても心配なのは高齢者です。ひとり暮らしの高齢者、はたまた施設に入っている高齢者、こういう方々が、より物価上昇のあおりを受けて、エアコンが極端に使う頻度が落ちたり、家庭によっては我慢して、いいや、今日は我慢しようというようになってしまったということになっていくと、暑いときに熱中症等生命に関わることが起こってまいります。こういう物価上昇の上に、どうしたらいいんだろうかということは、なかなか答えは出てこないんですけども、そこで、市長会のリーダーである北村市長にお伺いしますが、こういう問題を国・県にどンドンと要望、意見を訴えてほしいと思うんですが、すみません、北村市長。

○市長（北村新司君）

今、林議員が申されたとおり、今、印旛郡市保育園の私は、今、管理者を指名されまして務めておるわけでございますけども、そうした中におきまして、しっかり議論をしながら、もちろん、全国市長会、今、たまたま全国市長会関東支部の幹事にも指名されておりますので、発言する場所はございます。そういった中におきまして、昨年11月に全国市長会では、現在の物価高騰等に対応するために、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう今後の感染状況や経済状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、十分な地方財源を確保することを国に強く提言しております。引き続き安定的な値ワウ財政運営の確保に必要な支援について国・県に強く支援を申し入れる次第でございます。

○林 修三議員

大変でしょうけれども、本当に口を酸っぱくして強く国と県の方に訴えて行ってほしいなというのを思います。

お金のかかることですから、なかなか、すぐにじゃあこうというわけにはいかないでしょうけれども、ぜひ、市長が公約の中で述べられました安心・安全なまちづくりの大きな1つでございまして。市民が安心して安全に暮らせるための事業をいろんな形で頑張っていたきたい、ということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

2月6日未明、トルコ南部で起きた地震により被災され、犠牲となりお亡くなりになりましたの方々にお悔やみを申し上げます。また、おけがをされた方、そして被災されました全ての皆様にお見舞い申し上げます。

死者数は、今後、5万人にも達するとの見方がされております。避難地域は、氷点下に達する厳冬地でもあります。厳しい寒さの中、テントや車中で過ごす人も多いと聞きます、世界中の暖かな支援をお願いするばかりです。頑張っこの試練を乗り越えていただきたく願っております。

また、国内におかれましては、コロナウイルス感染も第8波も数えましたが、やっとここに収束の兆しが見えてまいりました。規制緩和による経済の活性化が進み、円安の追い風もあり、大手企業の収益も上がってきているようです。活気ある日本経済が戻ってくることを期待しております。

しかし、ロシア、ウクライナ戦争は1年を経過しておりますが、いまだ収束の糸口が見えず世界中を巻き込んだ戦いになっております。犠牲者の多くは一般市民です。この戦争による影響は大きく、流通経済が麻痺し、食糧難、燃料不足による物価高騰にもつながってきております。いつときも早く戦争が集結し平和な時が来ることを願っております。

では、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、1番目に、環境問題ですが、違法ヤードの問題に対して質問させていただきます。

近年、ヤードと呼ばれる柵などで囲まれた施設で、海外への輸出等を目的とした自動車等の解体、保管、コンテナ詰め等の作業のために使用している施設が多く見受けられます。

2022年10月、県警がまとめたデータですが、千葉県には全国で最も多い約648か所のヤードが存在しております。その一部のヤードが、国際犯罪組織による盗難自動車の解体・不正輸出のための作業場所となっているほか、不法滞在外国人の稼働、い集場所や薬物使用・隠匿場所として利用されるなど、犯罪の温床となっている実態が認められ、治安上の脅威となっております。

このため、ヤードの実態解明に努めるとともに、不法ヤードに対しては、各種法令を適用

した検挙・解体を徹底するほか、県等関係機関と連携を図り、不法ヤード化の防止に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで質問させていただきます。県内及び市内には、どのぐらいのヤードが存在するのでしょうか。年々増加傾向にあると感じておりますが、現状についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ヤードにつきましては、県への届出となっております。市で把握できていないため、千葉県廃棄物指導課へ確認をいたしましたところ、千葉県全体で約1千200件弱、市内では約50件弱のヤードが存在していると聞いております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

私も調べていますが、かなり桁の違う数字になっていますけど、県警の2020年10月のヤード数の約倍になっておりますが、これは自動車関連のほかにヤード内で扱っているものがあると思われそうですが、どのようなものを扱っておられるのか、分かる範囲で結構ですが、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

これは市内に限ったことではないんですけども、自動車関連以外では鉄くずなどの金属類を扱うヤードが多く見られるということでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

自動車部品関係とは違うものもかなり多くなってきているようです。

②の質問に入りますが、県内で、今、おっしゃられた約1千200件弱、八街市内では約50件弱となっておりますけども、多くのヤードが存在するわけですが、カウントされているヤードは全て届出されているヤードなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県に届出されているヤードの数につきましては、先ほど答弁いたしました県内及び市内のヤード数の件数が届出等されているヤード数となっております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

届出されているヤードに関しては、把握できているようですけども、仮に届出されていない場合、把握するのが難しいというふうに思います。何か問題が生じてからでないと認識できないのではと心配するところですが、近隣の住民からの情報だとかでヤードの確認がされた事例はおありになったか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

住民からの情報があった場合には、現地を調査いたしまして、必要に応じて千葉県へ情報提供をしているところでございます。その後、合同で現地の調査を行う場合もございますが、現時点で無届けのヤードとしては市内で確認された事例はございません。

○木村利晴君

ありがとうございます。

③の質問になります。ヤードの問題点として、騒音、振動、粉じん、油の流出による土壌汚染、大型車両の通行量の増加、会話の通じない外国人の増加等々あると思いますが、特に多く発生している問題と八街市内での発生問題についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ヤードの問題点につきましては、主なものとして、騒音や振動が挙げられます。

本市においても騒音や振動による相談があった際には、現地に赴きまして指導等を行っております。

また、外国籍の従業員が多く言語の壁があることから、周辺住民の不安や不信感を招く事が多くなっていることも挙げられます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

なかなかいろんな複雑な問題があると思いますけども、問題が発生したとき、どのような対応だとか処理をされているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

先ほど、市長の答弁の中にもございましたけれども、騒音や振動による問題が発生した場合は、現地へ赴き指導等を行っております。また、必要に応じまして、千葉県とともに合同で指導を行う等行う場合もございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

届出が出されているヤードなんですが、県内で約1千200弱、八街市内で50件存在しているということですが、そのヤードへの適性検査はされているのでしょうか。千葉県では、ヤード適正化条例を制定し、平成27年4月1日施行しております。千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例です。ヤード内の自動車の部品から油などが周辺に流出したり、盗難など不正に取得された自動車の部品がヤード内に保管されている事案があり制定されたと聞いております。県民の生活環境を保全し、平穏な生活を保護するためと伺っております。どのような体制で行っているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県に届出されているヤードへの適性検査につきましては、県廃棄物指導課と警察が合同

で県内のヤードに対し年に数回程度、立入検査等を行い指導を行っていると同っております。

また、市内のヤードにつきましては令和4年度から佐倉警察署、そして佐倉市八街市酒々井町消防組合消防署、それから八街市の3者で合同パトロールを実施しております。

○木村利晴委員

ありがとうございます。

千葉県のヤード適正化条例は、自動車関連部品のヤード適正化に関する条例でございます。金属スクラップなど、産業廃棄物等のヤードへの立入検査はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

千葉県にこちらは確認したんですけれども、自動車関連のヤードの立入検査の内容といたしましては、届出の内容によって条例に基づき履行できているのか、看板等の表示などについて検査を行っているかと聞いております。

なお、金属スクラップ、産業廃棄物等のヤードにつきましては、まだ規制がないため、相手方の協力によるものですが、取扱品目や利用目的など聞き取り調査を行っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

届出が出されていないヤードなんですけれども、②で質問しました質問とかぶるところがありますけれども、いろいろな情報提供によって発見されたヤードは大変違法性が高いヤードではないかと心配するところなんですけれども、そのようなヤードへの立入検査について再度お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県な届出されていないヤードにつきましては、警察からの情報提供やパトロールにより発見されることが多いと聞いております。このようなヤードにつきましては、県廃棄物指導課と警察が合同で立入検査を行っているということでもあります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

届出に関しましては、ヤード運営者の義務として定められております。ヤードの実態を把握し、その可視化を図るため、ヤードを運営しようとする者に対し、あらかじめ、所在地や設備の概要などの必要事項を知事に届けることを義務付けております。罰則も規定されております。届出義務違反は3か月以下の懲役、または30万円以下の罰金、立入拒否は30万円以下の罰金となっております。しかし、罰金規定があるので、届出はしているが、届出内容と実際に地違う場合も多々あるのではないかとお伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

こちら千葉県に確認いたしましたところ、立入検査の際に届出内容と違う場合、こちらにつきましては内容どおりに是正するような指導も行っているというふうに聞いております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本市は、佐倉市、また酒々井町、富里市、山武市、東金市、千葉市に隣接しております。その他市との隣接部にヤードが存在しております。境界道路の反対側に民家も存在しております。道路越しの他市内のヤードへの適性検査について、されているのかどうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市に隣接している他市のヤードへの適性検査ですが、先ほど答弁したとおり、県廃棄物指導課警察が合同で立入検査等を実施しているということであります。

○木村利晴君

ありがとうございます。

八街市内でも他市との境界線のところに精密機械加工をされているメーカーさんがおられます。そこの加工工場から20メートルも離れていない道路の反対側にヤードと称される塀が立って、作業をしております。常時ではありませんけれども、騒音と振動の被害があるように聞いています。加工中に振動があると加工面に刃物の振動による加工むらができ、不良品になってしまいます。非常に困っておられます。

千葉市では、金属スクラップなどを保管するヤードの問題解決のため、罰則付き条例を制定し、トラブルを抱えた既存施設へ厳しく対応しております。設置基準として①住宅などから100メートル以上離れた土地、②油、泥水が地面に浸透するのを防ぐ措置の実施、③スクラップの山の高さ5メートル以下とする、などを掲げております。県と警察も含め他市との連携を図り、問題解決に向けて合同の取組を強化するような活動はできないのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

まず、初めに、ご質問の箇所につきましては、こちら千葉県に確認したところ、こちらはヤードではないということで確認しております。

しかしながら、他市にある施設から騒音や振動の被害があるということですので、他市の協力を得ながら、八街市としても対応してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

他市になってしまうと、立入りだとか、調査だとかというのが、どうも間接的に遠回しになってしまいますので、この辺のところをもっともっと連携を取ってやれるような体制が必要なのかなというふうに思っております。

施設認可というのは千葉市の条例ができておりまして、千葉市の条例は施設認可は5年単位の更新制となっております。違反した場合は1年以下の懲役とする刑事罰を盛り込んでおります。その効果は高く、条例の施行後に新規に出された許可申請はこれまでゼロ件とのことです。

千葉市に造れなくなったヤードは、条例のない近隣他市に移設してくるのではないかと心配しております。

次の質問になりますけれども、本市では、住んでよかった街づくり、安心安全な街づくり、皆でつくる街づくりを推進しております。市民の暮らしを脅かす不法ヤードを絶対に造らせないため、本市でのヤード適正化条例の制定についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ヤード適正化条例につきましては、市町村単位で制定し規制するのではなく、千葉県全体で規制することが肝要と考えております。

現在、千葉県におきまして、自動車関連のヤード適正化条例が制定されておりまして、今後は金属スクラップヤードに関連する条例につきましても制定を進めているとのことでありますので、千葉県の動向を注視してまいります。

また、市といたしましても、千葉県、あるいは近隣の自治体と連携した取組につきましても、今後、調査・研究をしっかりとってまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本市においても、既に被害を被り、困っている方が存在しております。八街市民が不利益を被っております。一刻も早く、隣接他市との連携が取れる仕組みをつくっていただきたいと思っております。

千葉市の条例は非常に厳しいものです。この条例を取り込んだ千葉県ヤード条例ができると、県内の不法ヤードが減少すると思われませんが、それに向けての、千葉県では既に検討していると思っておりますけれども、八街市としてもどのような関わりを持って検討しておられるのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

ヤードの適正化条例につきましては、先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、市町村単位で制定し規制するのではなく、県全体で規制することが重要であると考えております。県全体で規制することができれば、隣接他市といった地域的な縛りがなくなる、こういうことで千葉県を中心に関係自治体での連携が取りやすくなると思われれます。

また、現在、千葉県において金属スクラップヤードに関する条例の制定を進めているところでございますので、県の動向注視しながら、市といたしましてもなるべく早い制定について協力してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本市での市民の平穏な暮らしを守るために、違法ヤードを撲滅しなくてはなりませんので、撲滅宣言をしていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

違法ヤードの撲滅線源は行っておりませんが、千葉県では普段のパトロールや警察からの情報提供により立入り等を行っておりまして、撲滅を目指し最近ではパトロールを強化しているとのことであります。

また、先ほど答弁いたしましたように、現在、千葉県におきまして自動車関連のヤード適正化条例が制定されており、今後は金属スクラップヤードの条例につきましても制定を進めているとのことでありますので、千葉県の動向を注視していくとともに、本市におきましても違法ヤードの発見した場合は、県への情報提供のほか、佐倉警察署、消防署との合同パトロールをさらに強化してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

本当にヤード問題は住民の集中しているところにはない、市と市の境目の本当に人が行かないようなところに点在しておりますので、これもなかなかチェックできない、非常に巧妙な手口で違法ヤードが造られる場合がありますので、それも注視していきたいなというふうに思います。

大変でありますけれども、市民の安心安全のため、何げなく暮らせる幸せを守るため、この際、違法ヤードの撲滅に向けての取組強化を訴えさせていただきました。

近隣市、県の非常に注視しているテーマでございます。違法ヤードのない八街市へオール千葉で取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕二です。通告に従いまして順次質問させていただきます。

質問事項1、ふるさと納税・落花生の郷やちまた応援寄附金について伺ってまいります。

平成20年にスタートしたふるさと納税は手軽に自治体を応援できる寄附として定着しています。自治体が用意した返礼品を受け取れるのも魅力の1つです。総務省が令和4年7月に発表したふるさと納税に関する現況調査では、令和3年度のふるさと納税の受入額は前年より23.5パーセント増の過去最高で約8千302億円、受入件数は27.5パーセント増の約4千447万件だったそうです。

八街市では平成21年3月制定された落花生の郷やちまた応援寄附金による街づくり条例では、寄附を通して八街市の街づくりを応援しようとする個人、団体から広く寄附を募り、政策実現のために実施する当該寄附金を活用することにより、様々な人々の参画による個性豊かな活力ある街づくり、及びふるさとに資することを目的としており、また、八街市総合計画の基本構想に定める8つの街づくり宣言として、便利で快適な街づくり、安全で安心な街づくり、健康と思いやりあふれる街づくり、豊かな自然と共生する街づくり、心の豊かさを感じる街づくり、活気に満ちあふれる街づくり、市民とともにつくる街づくり、市民サービスの充実した街づくり、以上の8件の施策を掲げております。

平成21年3月に条例が制定されて、実施されてきたふるさと納税「落花生の郷やちまた応援給付金」について伺ってまいります。

始まった当初は、数百万円の寄附であったと記憶しておりますが、近年の寄附金の実績状況について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、八街市のまちづくりを応援してくださる方々から広く寄附金を募り、政策実現のために実施する事業に寄附金を活用し、様々な人々の参画による、個性豊かで活用あるまちづくりを及びふるさとづくりを行うため、落花生の郷やちまた応援寄附金制度を設けております。

この制度に基づく寄附金の実績につきまして、令和元年度は8千121万3千920円、令和2年度は7千71万3千円、令和3年度は8千609万656円のご寄附をいただいております。

今年度の状況につきましては、過去最高であった前年度と比較しますと、減少傾向で推移しておりますが、令和5年1月末までに6千451万3千57円のご寄附をいただいております。

○小菅耕二君

ただいまの答弁では、近年は8千万円前後の応援寄附金をいただいているとのことでした。寄附して下さった方に感謝申し上げます。

次に、令和5年度の目標についてのお考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふるさと納税制度の推進により、近年、8千万円前後のご寄附をいただいておりますが、引き続き、ふるさと納税を通じて市の魅力発信に努め、地域振興につなげてまいりたいと考えております。

このため、できるだけ多くの方々からご寄附をいただけるよう、ふるさと納税の推進に努めてまいります。

○小菅耕二君

近年は8千万円ほど頂いているということですが、1億円の大台に乗せられるよう、これからも市の魅力を十分に発信していただきたいと思います。

次に、返礼品について、寄附してくださる人にとっては魅力の1つで、時々テレビなどでも各自自治体の取組が報道されております。

八街市での返礼品についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふるさと納税制度では、本市にご寄附をいただいた方に感謝の意を表するとともに、本市の魅力を知っていただくことを目的に、市内事業者が生産・製造・販売する商品等を返礼品として贈呈しております。

こうした本市の目的に賛同いただき、多くの事業者様にご協力いただきまして、現在は211品目を返礼品として登録しておりまして、落花生を中心にスイカやナシなどの農産物、ピーナッツバターやチョコレートなどの加工食品、八街生姜ジンジャーエールなどの飲料、乗馬などの体験型の返礼品など、多彩な返礼品を登録いたしまして、市の魅力発信に努めております。

○小菅耕二君

返礼品については211品目、市内で製造された、作られた品物が用意されていると答弁いただきました。

その中で特に人気のあった返礼品についてどのようなものがあったのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

人気の返礼品につきましては、落花生が寄附件数の約半数を占めており、次いで、ナシ、チョコレート、八街生姜ジンジャーエールが人気の高い返礼品となっております。

○小菅耕二君

落花生の郷と銘打っておりますので、当然、落花生が返礼品の中心になっているのかなと思っております。

211品目という数が多いので、中には指名されなかったといえますか、利用されなかった、または、利用が少なかったというような生産者の方もいらっしゃるのかなと考えますけれども、その辺りについてどのように対応されているのか、お伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

返礼品については一度も選ばれていない品もございますが、写真やコメントなどの工夫により、魅力が伝わるよう検討しております。

○小菅耕二君

利用の少ない方にも返礼品として使っていただけるように、引き続き対応の方をお願いいたします。

次に、落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例の第6条には、市長は、基金の積立て、管理、処分、その他基金の運用にあたっては寄附者の意向が反映されるよう配慮するものとされております。どのように運用されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

落花生の郷やちまた応援寄附金制度では、寄附金を申込みいただく際に、8つの政策区分の中から寄附金の使い道をお選びいただくことができるとともに、「落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり基金」に寄附金を積み立て、適切に管理。運用を行っており、寄附をいただいた方の意向を尊重した制度となっております。

令和4年度におきましては、本制度に基づき8つの政策区分に沿って8千210万5千円を活用させていただきました。

具体的には、通学路安全対策事業や妊婦・乳児健康診査事業などに活用させていただいております。

○小菅耕二君

8つのまちづくりの目的に沿って、寄附された方の要望を受けながら、有効的に運用が引き続いて行われるようお願いいたします。

次に、寄附された方への対応については、どうなっているのかですが、そのことについてお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご寄附いただいた方へは、本市の特産品などの魅力を知っていただくため、返礼品を贈呈しておりますが、その際には、市の魅力についてPRするため、観光ガイドと移住定住ガイドが一体となったガイドブック「八街物語」を同封しております。

また、ふるさと納税ポータルサイトを通じた寄附におきましては、購読者として登録いただいた方には、旬の情報をメールマガジンで配信し、市の魅力をお伝えすることにより、引き、本市を応援していただけるよう努めております。

○小菅耕二君

ありがとうございます。

返礼品と一緒に観光ガイドとかガイドブック「八街物語」を送られていると伺いました。

一度寄附していただいた方は、八街市についてある程度のことは知っていると思います。寄附金を増やす点からも、寄附を継続していただくために、1年ほどたったら寄附金の使われ方の経過報告や、お礼も兼ねて寄附のお願いをしておはかがかなと思います。

民間の通販を利用しますと、ダイレクトメールが届くようになります。そのようなことを参考にしながら、市でも再度の寄附をお願いするような手法を検討しておはかがかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

ふるさと納税のご寄附に対しては、国から示されている募集適性基準に沿った中で、引き続き寄附をしていただくためのPRを研究してまいります。適性基準としまして、返礼品の過度な競争禁止、寄附の考えから、寄附を呼びかける行為は禁止されておりますので、そういうことを適性な基準に沿った中で研究してまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

制度の中でこういうものをお願いいたします。

ふるさと納税による川崎市の市税収入等の令和4年度、当初予算での見込みですが、減収額が97億円とのこと。世田谷区では、市外へ流出する税金のために行政運営に影響が出ているとも聞いております。

そこで、八街市では他自治体への寄附の状況はどういう状況なのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふるさと納税制度は、ふるさとへの貢献や応援をしたいという納税者の思いを実現するため創設された制度でございますが、市民の方が他の自治体へ寄附を行った場合、本市の税収が減少するという側面がございます。

特に都市部などでは、ふるさと納税により、住民税の税収が減少し、住民サービスの低下につながる懸念されております。

本市の状況でございますが、令和4年度市民税の課税において控除の対象となりました寄附金額は1億601万8千円でございます。

この寄附金額により税額控除として、実際に住民税が減少した金額は4千951万6千円となりますが、ふるさと納税による減収額の75パーセントが、地方交付税により国から補填される仕組みとなっておりますので、計算上は1千237万9千円の減収と考えられます。

○小菅耕二君

ただいまの答弁では、減収額の75パーセントが国より補填され、計算上では1千237万円の減収であるということございまして、八街市の流出、あるのはあるんですけども、1千237万円ということで、安心いたしました。今後も「落花生の郷やちまた応援寄附金」が日本中の多くの人々に知られて寄附していただけるよう、さらに魅力を発信していただけることをお願い申し上げまして、この件について終わりにしまして、次の質問事項に入

りたいと思います。

質問事項2、上水道事業についてお伺いいたします。

市内の道路を利用通行している折に、漏水による緊急工事が行われているときがあります。上水道の漏水の状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の漏水状況として、発生件数につきましては、令和2年度は83件、令和3年度は103件、令和4年度は1月末までに89件、毎年100件程度となっております。

内訳につきましては、配水管からの漏水が約30パーセント、配水管から宅地までの給水管からの漏水が約70パーセントとなっており、大部分が道路上で発生している状況でございます。

主な原因につきましては、修理状況から判断いたしますと、水道管の老朽化と考えられ、配水管につきましては「管と管」の接合部分から、給水管につきましては「管そのもの」の劣化により水漏れしております。

市では市民の皆様方からの連絡により漏水、あらかじめ漏水調査を行い、特定できる漏水について八街市管工事協同組合と業務委託契約により修繕を行っているところでございます。

○小菅耕二君

ありがとうございます。

毎年100件ほどの漏水が発生しているようですが、1週間で2件の割合で発生している計算になります。かなり頻繁に発生していることが分かります。

水道管の平均的耐用年数は管の種類によって前後するものの、40年とされております。管の材質や継ぎ手、接合部の構造、管径、管を腐食させやすい土壌、陸上の交通から受ける重量などによって耐用年数が変わるとされております。

高度成長期に進められてきた水道管ですが、耐用年数を過ぎていると考えられます。かなりのスピードで老朽化が進んでいることが推測できます。

そこで水道管の更新計画についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和5年度の水道管更新工事としましては、漏水修繕工事を行った際の水道管の目視確認によって、劣化が著しいと判明した二区地先と大木地先を選定し、延長として令和4年度と同等程度の約1千メートルと予定しております。

次年度以降におきましても、漏水箇所や管の劣化状況を踏まえた上で更新場所を選定し、道路改良工事予定箇所との整合を取りつつ、費用対効果面で有利な水道管更新工事を実施してまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

交換工事、よろしくお願いいたします。

厚生労働省は、振動に強く、管と管のつなぎ目に伸縮性と強度に優れた素材でできた部品を付けて外れないようにした製品を接続するなどを行い、耐震化を進めるよう自治体に促しております。

全国で耐震制が確保されている水道管は約4割にとどまっているようです、専門家は減災のため普及が必要だとしております。

市内の水道管においても老朽化した水道管の取替え工事と同時に水道管の耐震化工事が早急に行われる時期が来ていると考えます。

水道管の耐震化への考えを伺います。

○市長（北村新司君）

お答えいたします。

水道施設は、市民生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフセインとなっておりまして、地震などの自然災害においても、基幹的な水道施設の安全性の確保、各家庭への安定給水が必要であると認識しております。

漏水の修繕に合わせまして、「既設管を耐震管に変えることはできないか」との、ご意見でございますが、短い距離を更新することは難しく、道路での漏水は陥没のおそれや、冬期では路面凍結が起こるため、交通事故などの二次災害につながる可能性があることから、迅速に漏水箇所を修理することとしております。

ご質問の水道管の耐震化への考えにつきましては、現在、水道課で工事をしております水道管は耐震化された水道管であり、工事が進捗することにより耐震化率が向上するものと考えておりますが、管路のみではなく劣化した施設の更新も必要であることから、実施について検討してまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

市民にとって上水道は生活上重要なインフラであります、大地震に見舞われて水道が使えなくなったら大きな支障が起きて、市民生活が成り立たなくなります。

水道管の更新工事には莫大な費用と長い時間が必要となります。早い時期に大規模な改修計画を立てて更新を実行していただくことを強く願います。よろしく願いいたします。

次に、質問事項3、子育て支援についてお伺いいたします。

子育て親子の交流の場「親子サロンひまわり」の再開についてであります。子育て相談や健診等で庁舎に来られた親子が立ち寄り、子育て親子同士が知り合ったり、おしゃべりを通して悩み事を話したりと情報交換をしてきた交流の場であり、総合保健福祉センター内3階に常設されておりました親子サロンが現在閉鎖されております。

再開を求める声を聞いております。再開についての考えをお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「親子サロンひまわり」につきましては、以前は総合保健福祉センター3階に設置しておりましたが、新型コロナワクチン接種対策室として緊急に使用する必要があったため、令和3

年2月より、朝陽幼稚園内に仮移転しております。

仮移転後も、新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら、子育て世帯の交流の場として開放しており、令和4年11月からは、新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境の変化を踏まえ、事前予約や利用時間などの利用要件を緩和し、より利用しやすい環境づくりに努めております。

市役所内での再開につきましては、新型コロナワクチン接種対策室の業務が継続していることから、今後の状況を見ながら検討してまいります。

なお、総合保健福祉センター内の幼児ことばの相談室のプレイルーム等を有効活用し、出張による「おやこサロン」の実施を予定しております。

今後の「おやこサロン」につきましては、1つの場所にとどまって活動するだけでなく、関係機関と連携いたしまして、様々な場所で、より多くの子どもたちの支援を行ってまいりたいと考えております。

○小菅耕二君

「親子サロンひまわり」については、いろいろ考えて対応していただいていることに感謝いたします。

新型コロナウイルス新規感染者の第8波もピークを過ぎて減少傾向になってきております。厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の名称を「コロナウイルス感染2019」に変更する検討に入っております。

今年の5月8日には感染症法上の位置付けを現行の「2類相当」から「5類相当」に引き下げるようで、季節性インフルエンザと同じ5類に加えるとのこと。徐々に以前の日常に戻ってくることを強く願っています。

様々な市民サービスを行っており、市庁舎が手狭になってきており、職員の方にはスペース確保に苦勞されているとは思いますが、新型コロナワクチン接種対策室が必要なくなるようになったときには、総合保健福祉センター内での常時使用できるような元の形態の「親子サロンひまわり」の再開を強く求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を許します。

○小川義喜敬君

誠和会、小川喜敬です。

初めに、梅の花も咲きそろい、天候も三寒四温を繰り返し春がそこまでやってまいりました。昨春の4月に市制30周年を迎え、ほとんどの事業が滞りなく実施され、賑わいも戻りつつあります。

日常を新型コロナ感染症拡大以前に取り戻し、来る3月13日にはマスクの着用は個人の判断に委ねられ、3点について注意喚起されました。医療機関を受診するときや、重症化リスクの高い人が多い医療機関や高齢者施設などを訪問するとき、通勤ラッシュ時など混雑し

た電車やバスに乗車するとき、3つの場面だとした上で、国民に対して周知することにして
います。最も重要なことは、今でもマスクは一定の効果がある大事な感染対策であり、自分
を感染から守るだけでなく、周りを感染させず、不安を与えないためにもマスクを使ってい
くことも必要になります。一步ずつ着実に新型コロナ感染症が収束に向けて明るい兆しが見
えてきたように思われます。

新型コロナ感染症に感染された皆様とお亡くなりになられた皆様にお見舞いとお悔やみを
謹んで申し上げます。

新型コロナ感染症対策下での議会ですので、簡潔に質問をさせていただきますので、よろ
しくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、順次質問させていただきます。

質問事項は、活力にあふれるまちづくり、心の豊かさを感じるまちづくりの2点を質問さ
せていただきます。

まず、初めに、質問事項1、活力にあふれるまちづくり、要旨(1)時代の変化に対応し
た農業振興。本市の基幹産業である農業を時代の変化に対応した、さらに活気あるものにし
ていくためには、若い世代、新規就農者に八街の農業の魅力を経験してもらい、興味や関心
を持っていただくことが、まず最初の一步ではないかと考えております。

そこで、本市が実施している将来の新規就農につなげるための農業インターシップ事業の
状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の農業インターシップ事業につきましては、千葉大学園芸学部と協定を結び、八街市農
業研究会と連携を図って、農業に興味のある学生の受入れを行っております。

過去3年間は、台風被害と新型コロナウイルス感染拡大の影響により休止しておりました
が、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を見て、インターシップ事業を再開し、
1名の学生を受け入れ、4軒の農家のご協力の下、農作業を体験し、その他、市内の農業関
係施設の視察を行い、4泊5日の実習体験を受けていただいたところでございます。

今後も引き続き、このような機会を設け、さらに事業の拡充を図りながら、次世代につな
がる後継者の育成・支援に努めてまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

再質問として、農業インターシップ事業などの体験により、八街市で農業がしたいという新
規就農希望者が1人でも多く手を挙げていただけることを期待しておりますが、新規就農者
の農業知識の習得や農作業のノウハウを学ぶ機会や研修が必要ではないかと考えます。また、
身近に新規就農者をサポートする方への支援などについてお伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

新規就農者への研修や農業のノウハウ、これを学べる場といたしましては、現在、千葉県で実施しております農業経営体育成セミナーというものがございます。今現在の状況で申し上げますと、本市在住の新規就農者7名が、現在、参加されておりました、このうち4名が今年度新たに参加された方でございます。市といたしましても、こちらの方は十分協力してやっていきたいと考えております。

また、千葉県では新規就農者のサポートをしていただく方、こちらの受入れの支援といたしまして、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業、こういうものがございます。この事業は、就農相談の経費や技術面のサポート研修会の開催等が補助対象となっております、補助を受けられる対象者といたしましては農業法人などの団体となっております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

千葉県で農業経営体育成セミナーを開催され、市内の新規就農者も参加されていると伺い、とても心強く感じられ、大変によかったと思えました。

そこで、次の質問になりますが、農家の高齢化や後継者不足による農家経営者の減少に対して、市としての対策についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の農業情勢につきましては、新規就農者は少しずつ増えているものの、近隣の地域と同様に農家の高齢化や後継者不足により農家者は年々減少しており、本市の基幹産業である農業の活性化を図る上で、新規就農者の受入れや後継者の確保に向けた対策は重要であると認識しております。

ご質問の農家の高齢化や後継者不足による農業経営者の減少の対策につきましては、新規に就農する方を対象に、国の制度を活用いたしまして、就農してから最長3年間、経営開始時の不安定な時期に資金を支援する「新規就農者育成総合対策」の事業や、この支援要件に該当しない親元就農者には本市独自の「農業後継者育成支援給付金」を交付する事業を行っております。

また、現在、就農希望者への支援策として、JA千葉みらい及び県担い手支援課・印旛農業事務所・市・農業委員会とが連携いたしまして、栽培技術や販路の確保、研修先の調整、農地や定住先の紹介など、各組織がそれぞれの役割を發揮して、ワンストップで就農希望者の相談に対応し、スムーズな独立就農を後押しできる体制の構築を目指し、現在、組織の立ち上げに向けて準備を進めているところでございます。

市としましては、当該事業を積極的に推進し、新規就農者の確保と移住定住にもつなげ、本市の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

本市の基幹産業である農業の活性化に向け新規就農者の確保に努めていただきたいと思います。

ます。

では、要旨③、続きまして、農家の高齢化や後継者不足により、今後、市内でも耕作放棄地が増え、基幹産業である農業に影響が及んでくるのではと危惧しているところでもあります。また、現在、国では農地中間管理事業を強化し、耕作放棄地も含めて地域の担い手に農地を集積していく方向で進められております。

現在の本市の耕作放棄地の現状と農地中間管理事業の活用状況についてお伺いいたします。

○農業委員会事務局長（小川正一君）

答弁いたします。

初めに、耕作放棄地の現状について申し上げますと、令和4年度の農地利用状況調査の結果、市内の農地面積、約3千287ヘクタール、うち再生可能な耕作放棄地が約93ヘクタール、再生困難が約1ヘクタール存在しており、全体の約2.9パーセントが耕作放棄地となっております。

また、耕作放棄地のうち、新規発生が約2ヘクタール、再発生した農地が約7ヘクタール、令和3年度から継続している耕作放棄地が85ヘクタールとなっております。

なお、令和3年度の調査結果と比較いたしますと、耕作放棄地は約5ヘクタール減少しており、その要因といたしましては、耕作放棄地であった水田を農地改良し、畑としての利用が再開されていることや、耕作放棄地での農地転用が考えられます。

次に、農地中間管理事業の状況につきましては、令和4年度の実績で申し上げますと、新規の貸借が1件、約0.3ヘクタール、また、当該事業が開始されました平成26年度から現在までは79件、約44.8ヘクタールの農地の貸し借りが行われており、借受け可能な農地のほとんどが地域の担い手に集積されている状況でございます。

農地中間管理事業につきましては、国でも積極的に推進しておりますので、今後も引き続き、農業委員及び農地利用最適化推進委員のご協力を得ながら、農政課と連携を図り、ヤミ耕作の解消の観点からも、農地中間管理事業を推進してまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

大変失礼いたしました。②が抜けてしまったような気がしますので。

○議長（鈴木広美君）

いや、終わっています。②番は先ほど市長の方から答弁がございました。

○小川喜敬君

ちょっと緊張しているんですね。すみません。②は終わったんですね。③も終わったんですか。

○議長（鈴木広美君）

今、③の答弁が終わりました。

○小川喜敬君

大変失礼をいたしました。午前中に巻いて全部終わらせようと思いました。すみません。

それで、農家の方から、「今、私のうちに知人から頼まれて農業を勉強したいという20

代の男性が隣接する市から通っています」ということで、彼は民間企業に一旦は就職しましたが、農業の魅力を感じ、農業知識の習得、農作業のノウハウを学ぶ機会や研修が必要で、個人農家へ研修先を決め、今、農業を学んでいます。彼は、東京大学を出られて、たまたま、その農家の方たちに受験生がいらっしやいまして、難しい数学の問題なんかも解いたりということで、彼は将来的には農業の企業化、大規模な農業へと夢を持っていて、若い世代の友達も農業への興味、関心もあるそうです。個人農家でも若い世代の新規就農者への補助金等の助成をご検討していただきたいと、市民の方からお願いいただきましたので、この議場で要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、質問事項2、心の豊かさを感じるまちづくり、要旨(1)自ら学ぶ生涯学習、スポーツの推進、テニスコート脇の屋外トイレの洋式化、シャワー洗浄付きの改修、誠にありがとうございました。利用者の皆様から大変喜ばれている声をお聞きいたしております。要望が上がって、しっかりと施行していただきました。

今、本市のテニスコートは8コートのみ照明設置でございますが、現在の中高生の部活動の在り方、学校体育から社会体育への移行等を鑑みますと、1面だけの照明では対応が難しいと考えられます。1面、4名から6名の利用と考え、やはり、6コート、7コートへも照明を設置していただければ、現在、隣接する市町へ移動されてテニスをされているサークル等もあると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

また、現在、殺虫灯が設置されておらず、夏季には虫が照明にむらがり、コートに虫の死骸が散乱してしまいます。

そこで、テニスコートの照明の増設、殺虫灯の設置についてお伺いいたします。

○教育長(加曾利佳信君)

答弁いたします。

スポーツプラザのテニスコートにつきましては、砂入り人工芝コートが8面ございます。夜間照明につきましては、平成21年度に8番コートに照明灯を設置し、皆様にご利用いただいております。

令和3年度の夜間照明を必要とする時間帯における8番コートの利用率は約35パーセントとなっていることから、照明の増設につきましては、今後の利用状況に応じて対応したいと考えております。

また、殺虫灯の設置につきましては、森林と隣接しており、夜間は虫が集まりやすい環境となっていることから、利用者の皆様に快適にご利用いただけるよう設置について検討してまいります。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

数年かかってもご検討のほど、よろしくお願いいたします。

次に、コロナ禍におきまして、三密を避けるアウトドアスポーツの流行が進み、テレビ等でもキャンプ番組が多数放映されております。人里離れた場所に立地し、照明等も少なく、

天体観測、野営に適した施設と認識しておりますが、利用者の皆様からは、除草やくみ取りトイレについて声を聞かせていただきました。

ここで質問ですが、キャンプ場の施設整備、特に除草やトイレの状況についてお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市営キャンプ場は、子ども会及びスポーツ少年団等の野外活動をする場所の要望を受け、平成2年4月1日から団体の占用利用ができるキャンプ場として借受け、整備いたしました。

現在は、子ども会等の団体が減少する一方、近年におけるキャンプブームに加え、無料施設であることから、平日も含め一般市民の利用が多く、予約が取りにくい状況となっております。

設備としては、くみ取り式トイレ、井戸水による流し場設備で、維持管理は草刈り業務とトイレ清掃を委託しておりますが、委託以外にも職員が維持管理を行うことで管理費を抑え、無料施設として市民に利用していただいているところでございます。

今後も自然環境を学べる教育施設として維持管理を行い、市民が利用しやすい施設になるよう努めてまいります。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

再質問として、トイレの水洗化を図り、施設の有料化等についてお伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

市営キャンプ場は個人の土地を借り受けて運営していることから、整備を行う際には地主の承認を得る必要があります。その上で、トイレの水洗化につきましては、流末の調査及び技術的に可能かどうかの調査等を経て、可能であれば、整備ができるものと考えております。

さらに、浄化槽の設備を設置する際には多額な費用が想定されますことから、まずは利用者に対しましてアンケート調査を行いたいと考えております。その内容につきましては、トイレの水洗化等及び有料化についての意見等を皆様から聞きながら、より使いやすい施設としていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

引き続き、キャンプ場の施設整備の推進をよろしく願いいたします。

続きまして、要旨（2）豊かな心を育む交流の推進、要旨①国際交流・多文化共生の推進について。

市内を歩いていたり、車で移動している途中で、また、スーパー、ホームセンター、大型衣料品店舗等で多くの外国人市民の皆様をお見かけいたします。本市でも外国人市民の人口増加の傾向が感じられ、数々の外国から多くの老若男女の皆様が居住されていると思います。

そこで、本市の国際交流・多文化共生の推進についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は、成田国際空港と近接している地域特性や外国の労働者の方の増加などの影響に伴いまして、外国の方の人口は増加傾向にございます。

令和4年4月1日付けの人口で申し上げますと、総人口6万7千461人のうち、外国の方は2千547人、全体の約3.78パーセントを占めており、スリランカ、ベトナム、中国、フィリピン等の国々の方が多く居住されております。

このような状況に鑑み、本市では外国の方への生活支援として、窓口には小型翻訳機の設置、市ホームページやごみカレンダーの多言語対応の環境づくりの推進をしております。

また、市内の国際交流団体でございます「千葉県八街日中友好協会」や「八街市国際交流協会」では、今年度、市教育委員会と連携いたしまして、市内小中学生や中国やインドネシアの学生とのオンライン交流を実施されたほか、1年を通しまして語学教室や国際理解を深める講座を開催するなど、活発な国際交流活動が継続的に実施されております。

外国の方の増加や様々な分野での国際化が進展される中、言語や文化の違いを超えて、相互に理解し合う国際交流や多文化共生への取組は、これまでも増して重要になるものと考えられます。

本市といたしまして、今後も国際交流団体や関係機関と連携協力いたしまして、一層の国際交流及び多文化共生の推進を図ってまいります

○小川喜敬君

ありがとうございました。

他国からの移住定住が多く、多文化共生の推進が求められ、現在、対応・対策されていることを認識いたしました。外国から日本の文化への交流・共生へのご理解、ご協力のサポートを今後も推進していただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。また、併せて、八街市国際交流協会、昨年立ち上げられまして活動を盛んにされている、こちらの方のご支援もよろしく願いいたします。

その中で、学校教育現場での児童生徒、保護者への対応についてお伺いいたします。

○教育部長（土屋武志君）

それでは、答弁いたします。

現在、日本語以外を母国語としており、日本語での対応が困難な児童生徒は、小学校で64名、中学校で14名と報告をいただいております。

主なところでは英語圏15名、中国語圏13名、タガログ語圏8名、タミル語とシンハラ語が7名ずつなどです。

県教育委員会からは日本語指導のために外国籍の児童が多い実住小学校と八街東小学校に1名ずつ多く職員が配置されており、支援が必要な自校の児童の指導に加え、市内の学校で支援が必要な児童の対応も行っております。

日本語指導の担当には一般の教諭や退職した教諭があたっておりますが、それぞれが自己

研修を重ねながら日本語指導にあたっております。

また、中学校には日本語指導担当の職員は配置されておりましたが、英語担当の教諭が主に対応にあたっております。

保護者への対応は、小中学校ともに担任が主に対応しておりますが、翻訳機を使用したり、中学校では英語担当の教員がサポートにあたり対応しております。

なお、八街市国際交流協会が日本語教室等を開催しておりますので、この取組についても周知を図っておるところでございます。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

学校教育現場での時代に応じた多国の外国人市民の皆様への対応をしっかりされているのが理解できました。学校教育現場での教員の皆様には、今後もよろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

要旨（３）まちの活力を生む商工業の推進。

①「第１回八街！激うま！ラーメン祭」は前回の開催にあたり大変な好評と反響をいただいております、３万６千５００人あまりの皆様が、市内外から来場されて、全国から出店された名店のラーメンの味を堪能されて楽しんでいただきたいと思います。今回もラーメン出店関係者、ラーメン実行委員会、商工会議所青年部、担当部署の職員の皆様方のご労苦のおがけさまをもちまして開催されるところでございます。

今回は昨年の第１回のラーメン祭より、さらに出店業者が増え、酒類提供、イベント等も企画されていると聞いております。本市の知名度を上げていただける機会をいただいております。シティープロモーションとしての大きな役割を果たしてもらえると、強く感じられます。

そこで、要旨①「第２回八街！激うま！ラーメン祭」の協力体制についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年９月に開催され、大反響を呼んだ「八街！激うま！ラーメン祭」につきましては、昨年に引き続きまして、八街商工会議所・青年部を中心といたしました「八街！激うま！ラーメン祭実行委員会」の主催の下、本年も来る５月に再び開催されます。

今回は、開催期間を増やしまして、前回の１６店舗を大幅に上回ります３２の人気ラーメン店が全国から「けやきの森公園」に集結すると伺っております。

この一大ラーメンイベントにつきましては、本市のＰＲに大きく寄与したことはもちろんのこと、近隣の商店街におきましても、大勢のお客様が訪れ、大変な賑わいとなるなど、本市の経済活性化にも多大なる好影響をもたらし、多くの方が喜んでおられました。

市といたしましても、昨年に引き続き、商工会議所とともに、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

市外から本市にお越しいただける皆様はJR総武本線八街駅を利用され、けやきの森公園まで徒歩で会場まで行かれる方が多く、帰りに、だんご屋さん、落花生屋さん、喫茶店、飲食店のご利用が地域経済の活性化にも貢献されていると聞いております。八街駅の施設内にある八街推奨の店「ぼっち」の店内には、特産物の落花生、ジンジャーエール等数々の商品が陳列されております。ドギーズアイランド、乗馬クラブ等のレジャー施設があり、八街市の観光案内所的な役割を担っていただくことも市のPRの方法として有効な策ではないかと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

ご質問のありました「ぼっち」につきましては、今現在におきましても「八街物語」をはじめといたします様々な観光案内のパンフレットやチラシなどを置いていただき、市の観光案内にご協力をしていただいているところでありますが、今回、一大イベントということで多くの方が八街駅を利用されるせっかくの機会でございますので、さらなる効果的な市のPR方法につきまして検討させていただきます。

○小川喜敬君

ありがとうございました。

結びですけれども、来る5月5日には政府は新型コロナ感染症を2類から5類へと移行するとしています。完全に収束したわけではございませんので、侮らず、正しく恐れながら、場面場面で個人で対応していくことになろうかと存じます。

市民の皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げまして、誠和会、小川喜敬の質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

5月5日ではなく5月8日とお聞きしておりますので、お願いいたします。

○小川喜敬君

5月5日と言いました、大変失礼しました。訂正させていただきます。こども日ですね。5月8日の間違いです。大変失礼しました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、小川喜敬議員の個人質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前12時06分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小山昌弘議員の個人質問を許します。

○小山昌弘君

誠和会の小山昌弘です。どうぞよろしくお願いいたします。

質問ですが、1、資源豊かなまちづくり、要旨（1）コロナ禍での農産物生産拡大について。2、安心安全なまちづくり、要旨（1）北総中央用水の活用について、要旨（2）防災無線について、要旨（3）道路標識について、要旨（4）道路整備について、通告に従い質問させていただきます。

まず、1、資源豊かなまちづくり、要旨（1）コロナ禍での農産物生産拡大について、①グリーンまつりについて。

このグリーンまつりはコロナの中で3年間中止になってきたJAの事業です。どうぞグリーンまつりについて、市長、よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

グリーンすいか祭りにつきましては、JA千葉みらいグリーン八街園芸部の主催で開催しておりまして、同時に八街市産業まつり実行委員会主催の夏野菜共進会も併せて開催しているところでございます。

令和4年度は、グリーンすいか祭りにつきましては開催されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模縮小のため、夏野菜共進会の開催は見合わせたところでございます。

令和5年度につきましては、新型コロナウイルス感染症は2類から5類になることの影響を鑑み、規制も緩和されますので、夏野菜共進会も含めまして開催できるように準備を進めるとともに、市の広報やホームページでも広く周知を図ってまいります。

○小川昌弘君

よろしくお願ひします。

次に、②八街産野菜の販売拡大についてお伺ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、八街産野菜につきましては、JA千葉みらいにおいてグリーンやちまたを核として、出荷・販売体制の強化が図られているところであり、本市農産物の販路拡大につながるためのPRをこれまでも大田市場でのトップセールスをはじめ、「産業まつりでの即売会」など、様々なイベントでPR活動を展開してまいりました。

今後につきましても、販売拡大につながるよう、関係各所と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、多くのイベントへ積極的に参加し、八街産野菜のPRに、さらに努めてまいりたいと考えております。

○小山昌弘君

ありがとうございます。

続きまして、③資源高騰、エネルギー問題等について市の考えは。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

資源高騰、エネルギー問題等につきましては、京増藤江議員の代表質問にご答弁申し上げましたとおり、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料低減に取り組を行った上で、前年度から増加した肥料費に対しまして、国が7割、県が2割を補助する肥料価格高騰対策事業がございます。

この事業は、昨年の秋肥と今年の春肥として使用する肥料の購入費が対象となり、農業者が肥料を購入した店舗に届出を行いまして、その店舗から申請する制度となっており、JA千葉みらいに確認したところ、令和4年12月末日現在で、428件の届出があったと伺っております。

また、市では資源高騰による燃料や資材等の価格上昇の影響により、農業経営の逼迫を招いていることから、個人農家の農業継続や負担緩和の支援といたしまして、「八街市農業元気アップ支援金事業」を実施いたしまして、個人農家764人の方に、一律3万円の支援金を支給したところであります。

今後も物価高騰に対する支援につきましては、国や県の動向を注視し、適宜対応してまいりたいと考えております。

○小山昌弘君

物価高騰に対する支援につきましては理解できましたが、物価は日々変動しているもので、今後もその上げ幅に対するタイムリーな支援を引き続きお願いしたいと思っています。

続きまして、④今後のJA千葉みらいとの連携について市の考えは、お願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は、大消費地の東京から50キロメートル圏内に立地するという地域の特性を活かし、家族経営の農作業の効率化により高所得農業の実現に向けまして、グリーンやちまたを核とした出荷体制の強化を図り、販路の拡大、また、トップセールスによる地元産品のPRなどでJA千葉みらいと連携してまいりました。

先ほど、答弁させていただきましたとおり、今後におきましても、農産物生産拡大に向けまして、JA千葉みらいと連携を図り、地元産品のPRを中心に様々なイベントに参加してまいります。

また、新たな担い手の確保・育成など、総合的な農業支援策につきまして、先日、JA千葉みらいの代表理事と話し合いを行いまして、今後もより一層の連携強化を確認し合ったところでございます。

○小山昌弘君

ありがとうございます。

八街市は、基幹産業が農業でありますので、J A千葉みらいと市の農政課との連携は極めて重要です。どちらが主となるということなく、市としても積極的に八街市の農業の発展のために、これからも取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、安心安全なまちづくり、要旨（1）北総中央用水の活用についてお伺いします。

①農業用水としての利用状況、防火用水としての利用状況はということです。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

初めに、本市の北総中央用水の利用状況につきましては、計画受益面積、約1千289ヘクタールのうち、今現在、通水可能に面積が約406ヘクタール、うち用水を利用している賦課金対象面積が約306ヘクタール、計画受益面積に対する利用率は約23.7パーセントとなっております。

農業用水を利用している農家からは、安定した農業用水が年間を通じて利用できるため、計画的に農産物を生産することができると聞いております。

次に、防火用水としての利用につきましては、平成18年度に防火用水として利用できるように北総中央用水国営事業の計画変更を行いまして、市内88か所に防火用水として取水できる地点を設置し、うち6か所に給水栓を設置いたしました。

利用状況につきましては、年間1件前後であり、消防団からは給水栓のない地点は利用しづらいというご意見がありましたので、利便性の向上と有効活用を図るため、火災発生時に早急かつ簡単に消防用ホースが接続できるよう、給水栓を増設するとともに、利用方法につきまして、定期的に消防団を対象とした講習会を開催いたしまして、安心安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○小川昌弘君

確かに消防団が利用しやすいように消火用ホースも接続できるようにしていただいていることはありがたいことですが、今後も関係ある消防団の声を聞いていただきながら、消火活動に利用できる農業用水としていただけるようお願いいたします。

続きまして、②農業用水としての支援体制は、よろしく申し上げます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業用水としての支援体制につきまして、北総中央用水土地改良区に対し、国の補助事業により基幹水利施設の維持管理費に対して、国からは約30パーセント、千葉県からは約35パーセントの補助を受けており、さらに千葉県からは、国の補助事業で対象とならない経費に対して、約50パーセントの補助を受けております。

また、現在、用水利用者の拡大を推進するため、用水を利用している組合員からは、維持管理にかかる経費のみを負担していただいております。用水利用者には、推進単価を設け、年間で、水田は10アール当たり2千600円、畑は10アール当たり1千900円を賦課金と

して徴収しております。

そのほか、人件費や事務費などの経常費用については、千葉県と関係7市で交わした自治体助成に関する覚書に基づき、補助しております。

北総中央用土地改良区につきましては、用水利用者が安心・安全に農業用水が利用できるよう国・県・関係7市が連携いたしまして、万全な体制で支援しております。

○小山昌弘君

これからも万全な体制でよろしくお願ひします。

続きまして、③今後の助成ゼロへの考えについてお伺ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

北総中央用土地改良区に対する補助事業による国や県の補助につきましては、現状では継続されるものと考えておりますが、経常経費に対する補助につきましては、千葉県と関係7市で交わした自治体助成に関する覚書で、国営事業の施設機能監視期間が終わる令和5年度を目途として、その後の助成につきましては、別途協議すると定められていることから、現在、北総中央用土地改良事業推進協議会で議論されております。

今後の助成ゼロへの考え方につきましては、本市といたしましては、北総中央用土地改良区は大規模な施設であり、地域用水としても利用できることから公共性も高く、本市の基幹産業である農業振興を図る上でも、安定した土地改良区の運営は、必要不可欠であると考えておりますので、土地改良区の自立運営ができるまでは、引き続き支援を継続する方向で議論してまいりたいと考えております。

また、国や県に対しましても、農家負担の軽減に向けたさらなる支援について強い要望をしてまいります。

○小山昌弘君

将来的に助成ゼロにさせていただけるようにしてほしいのが地元民としての願ひです。

引き続きまして、要旨（2）防災無線について。①聞きづらい無線の解消は、よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市内に防災行政無線は、47か所設置しており、市民に対し、市の情報を発信しております。

防災行政無線が聞こえにくいことへの対策といたしまして、放送した内容を聞くことができる「フリーダイヤルサービス」や放送した内容を登録したパソコンや携帯電話に電子メールで配信する「やちまたメール配信サービス」の提供を行っているところでございます。

今後におきましても、防災行政無線を補完する手段として「フリーダイヤルサービス」や「やちまたメール配信サービス」、SNS等の利用について、区や自治会、民生委員等を通じまして案内を行ってまいります。

○小山昌弘君

SNSやその他の方法で周知できるよう努力していただけるとありがたいことですが、しかしながら、これまでもまだ防災無線が聞き取れない方が多いと思われまます。より一層、誰でも聞き取れる防災無線を目指して今後も努力していただきたいと思ひます。

続きまして、②災害時の効果的利用、よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

防災行政無線の災害時の利用につきましても、補完する手段といたしまして、フリーダイヤルサービス、やちまたメール配信サービスやSNS等を活用することを考えております。

災害時には、さらに消防団や市の広報車等を利用した情報の伝達・広報手段も活用してまいります。

また、災害時に各地域へ防災情報を伝えるために有効な個別情報の災害時の効果的な利用につきましても、今後マニュアルの整備等を検討してまいります。

○小山昌弘君

答弁、ありがとうございます。

災害時の効果的利用、私も区長時代に教えてもらいました。また、それを利用して、災害時に活用していただければと思ひます。

続きまして、要旨（3）道路標識についてお聞きします。

①古くなった標識の点検整備の考えは。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

交通安全用立看板の設置・交換につきましては、現在、各行政区の区長さんより申請をいただき対応しております。

また、市民の方から「看板が壊れている」「文字が見えなくなっている」などの情報を受けたときにも、随時、対応しております。

担当課におきましても、交通安全用立看板の点検を行っておりますが、今後は、担当課を問わず、市職員が業務中や通勤時等に看板の破損を確認し、担当課に情報を提供する体制を整えてまいります。

○小山昌弘君

再度質問します。

交通安全用看板の全体チェック体制は、どのような形で行われ、どのようにまとめられていますか。一覧表のようなものはあるのですか。答えてください。よろしくお願ひします。

○総務部長（片岡和久君）

答弁いたします。

交通安全用立看板につきましては、区などの地域からの要望により設置しているものがほとんどでありまして、要望等処理簿という形で管理をしております。新設や破損による交換

等、連絡を受けて、即時対応しておりますが、一覧等の作成までできておりませんので、今後は看板の管理方法についても検討してまいりたいと考えております。

○小山昌弘君

ドライバーも歩行者も看板を見ながら安全に過ごせるように努めています。何かあってからでは遅いと考えており、いち早く、市内看板チェックと補充をよろしく申し上げます。

続きまして、要旨（４）道路整備について、①市道１２０１２号線住野神社から抜ける道路改善についてであります。市道１２０１２号線は、道路の境界が確定しなかったため、一部未舗装の箇所がありましたが、地権者のご協力があり、境界が確定し、自転車や歩行者がより安全に通行できるように舗装工事が１月から工事が始まって、今、終わっている次第です。

しかしながら、市道１２０１２号線は通学路となっておりますが、道幅が狭く、住野神社の近くなどは車両が擦れ違いできない箇所もございます。

そこで、市道１２０１２号線の路線全体の改善計画についてお伺いします。

また、市道１２０１４号線についても同様に伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

県道富里酒々井線から市道１２０１２号線住野神社前を抜ける道路につきましては、昨年の通学路緊急一斉点検においても歩行スペース確保の要望がございました。

用地買収などを要するため、長期の対策となりますが、国の交付金などを活用し、歩行者が安全に通行できる歩行スペースを確保してまいりたいと考えております。

また、現在、市道１２０１２号線の一部でございますが、畑道であった道路を、自歩道として、子どもたちが安全に通行できるよう整備を進めているところでございます。

なお、住野区から要望されています市道１２０１２号線と交差する市道１２０１４号線の整備計画につきましても、今後、進めてまいりたいと考えております。

○小山昌弘君

ありがとうございます。

住野神社の前を通る市道１２０１２号線の起点となっている県道富里酒々井線は、国道４０９号線と交わる住野交差点付近で慢性的な渋滞が発生しており、市道１２０１２号線を抜け道として利用されているものと思われま。

そこで、現在行われている住野交差点の改良工事により、どのような効果が期待されているか、②市道１２０１２号線住野神社から住野交差点との関連について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、印旛土木事務所におきまして、国道４０９号と県道富里酒々井線が交わる住野交差点の工事が進められております。

今後、工事が完了し、右折レーンが供用開始となり、スムーズな通行が確保されれば、交

差点部の渋滞が緩和され、市道12012号線を抜ける自動車が減少するものと期待しております。

○小山昌弘君

ありがとうございます。

住野地区の道路整備について、市道12012号線、12014号線、伺ってまいりましたが、地元の協力も含めて前向きに取り組んでいただけるようで大変感謝しております。

あつてはならない事故があった住野地区です。二度と起こさないための取組もスピーディーに行っていただくことをお願いしまして、私の質問を終わりにします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、小山昌弘議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は3点にわたって質問いたします。

大変申し訳ございません。2点目の障がい者福祉施設の充実をということで質問の通告書にはございますが、ここは障がい者福祉施策の充実ということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、第1点目のコロナ対策についてお伺いいたします。

2類から5類への対応をということで、国は新型コロナウイルスの位置付けを季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを正式決定いたしました。5類に変更しても、新型コロナウイルスが弱まるわけではございません。

新型コロナウイルス感染症第8波の下、亡くなった方は過去最多となっています。高齢者福祉施設・学校でのクラスターも発生しています。新型コロナは季節性インフルエンザより感染力は遥かに高く、後遺症の重さや死亡者数の多さも際立っています。季節を問わずに年に何回も流行を起こし、そのたびに医療体制が大きく逼迫してきており、季節性インフルエンザと同等とは言えません。新型コロナを軽視する誤ったメッセージを発することはあってはなりません。

国は新型コロナの治療費の公費支援について段階的に縮小・廃止を明確にしています。国民に医療費の負担増を行えば、経済的理由で受診をためらい、診断が遅れて重症化することや、感染拡大につながるものが懸念されます。新型コロナの入院や治療薬の費用は高額であり、お金が心配で治療を受けないという事態も生じかねません。高齢者施設・障害者施設での定期的なPCR検査等が行われなくなれば、市民の命・健康を脅かすだけではなく、感染拡大防止にも逆行します。コロナ対策の国の責任を後退させ、自己責任での対応を求めるものであり、到底、受け入れられるものではありません。市民一人ひとりのかけがえのない命を守るために次の3点についてお伺いいたします。

まず、1点目には、国への方針撤回、そしてコロナ対策強化の要望をしていただきたいということで質問するわけですが、コロナ医療費の公費負担、ワクチン接種費用の公費負担、

医療機関や福祉施設、事業所、学校での集中的検査、感染不安がある方への無料のPCR等の検査、臨時の医療施設、発熱相談の窓口の設置など、継続・強化をするよう国に求めているわけですが、市長の見解を求めます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

政府は、新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけることとしており、この決定を踏まえ、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部は、県民に対し、基本的感染対策の徹底や感染リスクを減らす行動、ワクチン接種の推奨などを呼びかけております。

また、高齢者・障害者施設の従事者及び新規入所者等への検査キット配付事業は継続しております。

市民の皆様には、引き続き、基本的な感染対策の徹底や、感染リスクを減らす行動などをお願いいたします。

なお、全国市長会では、ワクチン接種や医療提供体制等、屋内マスクの着用の在り方などについて、2月1日に、政府に緊急要望をしております。

今後、患者等への対応や、医療提供体制など、政策や措置の見直しが行われますが、市民の皆様への十分な周知に努めてまいります。

○丸山わき子君

市長会では要望したと。市民に対しては、周知徹底をしていくんだということのようすけれども、感染者で7日間、それから濃厚接触者で5日間の待機期間をなくして、全て自己判断に委ねる。それが今回の5類への対応なんですね、国のね。医療費もワクチン接種も、患者負担で市民の命を守ることができるのか、大変これは疑問であります。やはり、政府の責任の投げ出しに対して、自治体から厳しい批判をもっともっと上げていくべきではないかなというふうに思うわけです。先ほども検査キットの配布はやっていますということですが、県は2月で締めきる、打ちきりますと言っていたんですね。次々とかいった対応策が県も実施していくというような中で、本当に市民の命・健康を守ることができるのか、そういう点では、市独自の取組が必要ではないかというふうに思いますが、市長はその辺について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○健康子ども部長（井口安弘君）

それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルスにつきましては、オミクロン株の流行後の重症化率及び致死率が統計的に季節性インフルエンザの重症化率及び致死率を下回るようになったため、政府は感染症法上の位置付けを2類から5類に移行することとしたものであると理解しております。

なお、死亡者につきましても、感染者のうち死亡した者の人数を集計したものでありまして、死に至る背景等につきましては、考慮されておりませんので、直接の死因が新型コロナウイルス感染症であったかどうかを確認するということにはできないというようなことを確認

しております。

そういった中で、確かに新型コロナウイルスにつきましては、季節性インフルエンザと比較いたしまして感染力は非常に強く、インフルエンザが流行していない夏にも流行するため、今後も新型コロナワクチンを接種し、基本的な感染症対策を徹底する必要がありますが、社会情勢の変化に合わせまして適切な対応していく必要があると考えております。

また、全国市長会におきましても、先ほどの市長答弁にございましたとおり、2類から5類への移行に伴いまして、令和5年度以降の新型コロナワクチン接種の全額国費負担措置を継続すること、それから、医療提供体制の段階的移行の検討にあたり、関係者と協議し、十分な準備期間及び周知期間を確保した上で、適切な時期に見直すこと。それぞれの場面に応じた屋内マスクの着用の在り方についてガイドラインを作成し、十分な周知をすることの3点を政府に緊急要望しております。

以上のような状況でありますので、本市といたしましては、社会情勢の変化に対応した制度の方針に従いまして、市民の皆様には今後の国・県の対応、それからワクチン接種の必要性、引き続き基本的な感染症対策の必要性等を広報周知いたしまして、感染症対策に努めていただきたい、このように考えております。

○丸山わき子君

今、担当課がおっしゃったように、インフルエンザとはちょっと違うよというわけですね、コロナは。やはり、重症化、それから死亡率が大変高いというのもインフルエンザとは大きな違いがあるというふうに思うわけですが、感染拡大を防ぐということはやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うわけです。5類になったから感染拡大は止まりますよ、収束しますよというわけではないわけです。第8波の大変な中で政府は第5類にしますよということ言ってきました。国民にとっては大変これは不安な感じですね。そういう点では感染対策は必要であるということで、②番なんですけども、感染拡大を防ぐために、ぜひ、八街独自で希望者には検査キットの無料配布をしていただきたい。特に施設、あるいは幼稚園、保育園、学校、そして必要とする、希望する市民、こうした市民への検査キットの無償配布をぜひやっていただくよう検討していただきたいんですが、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

政府は、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、早期の受診と医療機関での抗原検査キットによる迅速な検査を促すとともに、症状のある方が医療機関の受診に代えて抗原検査キット等を活用し自ら検査する体制を整備いたしました。

医療用抗原検査キットにつきましては、令和3年9月から、一般用医薬品として、薬剤師対応により、薬局またはインターネットで購入することができるようになりました。

また、千葉県では、抗原検査キット配布事業を、重症化リスクの低い軽症者を対象に、令和4年12月5日から再開しております。

千葉県オンライン診療センターへの受診申込みや65歳未満の方など、発生届の対象とな

らない方の千葉県新型コロナウイルス感染症陽性者登録センターへの登録申込みなどには、抗原検査キットの検査結果が必要となっております。

市民の皆様には、ご自身で感染確認に必要な抗原検査キットや、自宅療養に必要な医療品・食料等を、あらかじめ準備しておかれることをお勧めしておりますが、感染症法上の位置付けの変更にあたり、一層の広報・周知に努めてまいります。

○丸山わき子君

やはり、5類に変更しても、重症化や死亡率は変わらないということは、個々の責任でやりなさいではなくて、八街市も食事の支援をきちんと検討していかなければならないんじゃないかと。そうしなければ、本当に市民の命や健康を守ることができないんじゃないかというふうに思うわけなんです。

県の方も2月1日で検査キットの配布は終了しますということを行っているわけですから、どこにも頼れるところがなくなってしまう。ましてや施設でのクラスターを抑えていくためには、こういった、どれだけ早く検査をするのか、そこが求められているというふうに思います。ぜひ、八街市もそういう点ではきちっと検査キットを無料配布するという体制をつくるように、そういう検討を進めていただきたいとのことを申し上げておきます。

次、③番目に、高齢者インフルエンザ予防接種の無料化についてであります。

コロナ新規株や今後の新たな感染症の同時流行にも対応できるように、高齢者のインフルエンザの予防接種、これは本当に必要になってくるかと思えます。ぜひとも、この料金を無料にして、高齢者がいつでも接種できる、そういう体制づくりをしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、定期接種となって以来、自己負担額をご負担いただいた上で接種する体制を続けております。

令和4年度の接種の状況でございますが、12月末現在で対象者2万1千844人に対しまして1万3千44人が接種されておまして、59.7パーセントの接種率となっております。昨年度と比較しますと、接種者数は422人上回っている状況でございます。

なお、高齢者インフルエンザ予防接種に係る自己負担につきましては、接種される方の受益者負担でございますので、今後も接種される方には、ご負担をしていただきたいと考えております。

○丸山わき子君

これは5類に引き下げるということに対して対応策が必要であるということ、私は先ほどから申し上げているんですけれども、令和4年度はインフルエンザの接種率が高くなりましたという報告が、今、市長からありましたけれども、高齢者は危機感を感じているわけですね。これからワクチンを自前でどうぞ、インフルエンザも自前でどうぞ、こういう事態になっていけば、高齢者は本当に年金をきり刻まれて少なくなっているわけですから、

やりきれない。そういう意味では高齢者が接種したくてもできない状況が生まれてくるのではないか。そういう点では高齢者の命を守る、そういう点での八街市の取組は、これは必要であるというふうに思います。ぜひ、高齢者の健康対策を強化する、そういうことをぜひとも検討していただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、障がい者福祉施策の充実についてであります

まず、第7期障がい者福祉計画についてでございます。

まず、1点目に、障がい者・家族の声が活かされた計画にということで、現在、進められている第6期八街市障がい者福祉計画を策定するにあたっての対象者へのアンケートには身体障がい者の方の41.3パーセント、また知的障がい者の方の46パーセント、精神障がい者の方の56.2パーセント、難病の方55.1パーセントが、今ある障がい者福祉サービスの34事業のサービスを知らない、このように回答しています。せっかくあるサービスを知らない。半数以上の方が知らないとなっております。障がい者福祉計画があっても、活かされていないことが分かります。

第6期では、こうした意見をどのように活かしてきたのか。どのように活かして取り組んできたのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

また、令和6年度からの次期計画には、障がい者・家族の声が活かされた計画を求めますが、どのような計画づくりを進めようとしているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第7期障がい者福祉計画の策定にあたりましては、第6期障がい者福祉計画と同様に、障がい者や障がい者団体に向けたアンケートを実施いたします。

また、障害福祉に関係する市職員や保健・医療機関、教育期間、障害福祉サービス事業者、障がい者団体で構成いたします、八街市地域自立支援協議会におきまして、地域の障がい福祉の現状と課題について協議を行うほか、計画が目的に照らして効果があるかなどを、随時、意見を伺っております。

こうした八街市地域自立支援協議会での意見や、障がい者に向けたアンケートの結果を基に、障がい者や家族のニーズに沿った計画となるよう、策定を進めてまいります。

○丸山わき子君

アンケートを取っても、それが活かされていないというのが実態であるということなんです。ですから、次期の計画にあたっては、本当にアンケートを取ったならば、そのアンケートの声に従った計画を作っていく。ニーズに合った計画にしていく。この計画というのは、多分、国の方からこういう計画を作りなさいよというのが下りてくるんですね。それを八街市が数をはめ込むだけ、そういう計画になっちゃっているんです。ですから、障がい者の皆さんや障がい者の家族の皆さんの声が本当に生きた内容になっていない。これでは何のための計画なのか。障がい者の皆さんが本当にこの八街で安心して暮らしていただけるためには、声をいかに活かすのか、この声をどう活かして、そして、いい計画になった、過ごしやすい八街に

なった、そのような内容になるように、ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、現在の計画の中で災害時の避難体制・支援体制の整備についてあるわけなんですけれども、福祉避難所の設置、それから拡充の推進、支援を要する避難行動要支援者の把握、個別計画の作成を支援するとしているわけですが、実際にはこれは具体的にどのように取組が進んできているのか、お伺いいたします。

○福祉部長（吉田正明君）

まず、福祉避難所につきましては、現在、八街市老人福祉センターのほか、協定を締結しております民間の障がい者支援施設など、12か所を指定しているところでございます。今後、他の民間の施設と災害協定を締結して避難所としての指定、これについて推進してまいりたいというふうに考えております。

また、災害発生時における避難支援のため、避難行動要支援者名簿を作成いたしまして、重度の障がいのある方、また、要介護認定を受けている方など、自ら避難することが困難な方の把握に努めているところでございます。

また、平常時におきましても、ご自身の情報提供を希望される方につきましては、平常時避難行動要支援者名簿、こちらを作成いたしまして、民生委員、消防署、あるいは警察に配付をいたしまして、災害に備えて情報を共有いたしますとともに、要支援者の避難支援をするための個別避難計画作成というものを、今現在、順次進めているところでございます。

○丸山わき子君

まず、災害時の避難体制・支援体制のところ、避難所の設置・拡充、これは老人福祉センターをはじめ民間の施設12か所と契約を結んだということなんですけれども、約4千500人強の障がい者の方がいらっしゃるわけなんですけれども、老人福祉センターと、それから民間施設12か所で足りるのかどうか。その辺についてはどのように検討されていますか。

○福祉部長（吉田正明君）

確かに、今現在、指定しております福祉避難所というのは全部で13か所ということで、この中に、じゃあ、全部避難する方がどこに入れるかと言われますと、実際にはこれはかなり難しいところがあると思います。今現在、並行して進めております個別避難計画の中では、実際にご自宅での避難が難しい方、あるいは親戚等々で避難ができるような方というすみ分けを個別避難計画の方でしっかり作りまして、福祉避難所として利用を必要とする方がどれぐらいいらっしゃるのか、この辺をきちんと把握した上で、福祉避難所の方との調整というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今の収容可能人数というのは100人いかないと思うんです。そういう点では、今ある施設、例えば学校だとか、公民館だとか、そういった施設も活用できるような体制、対応も必要性ではないかなと。それから、やはり近く、家の近くのそういう公共施設を利用する。そういうことも、ぜひ検討していただいて、そのためにはアンケートの中でも障がい者の方々が避

難所のトイレが心配ですということを言っているわけですね。ですから、そういった障がい者のためのトイレをどうするのか、そういった点で、1人でも多くの方々が安心できる避難所の拡充を進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、停電時における非常用電源の確保・整備、これは計画では掲げてはいますが、具体的にはどのような対応を取られているのか、お伺いします。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

市の指定避難所については、一部の避難所、朝陽小学校、老人福祉センターにおいては、太陽光発電設備及び蓄電池を整備し、災害時の電源を確保しております。その他の避難所におきましては、発電機を整備してありまして、今年度より屋内でも使用できる蓄電池の整備を行ったところでございます。

なお、避難所として指定している民間施設につきましても、発電機等の医療用電源は整備されていると伺っております。

○丸山わき子君

福祉計画の中でいう停電時における非常用電源の確保、これは各個人宅のことも含まれているのではないかなというふうに思いますが、この辺については、今どのように進めているのでしょうか。

○福祉部長（吉田正明君）

個人宅につきましても、非常用の発電機というものをこちらの方で用意いたしまして、希望する世帯の方に貸し出すといったような方法を取っているところでございます。

○丸山わき子君

では、その確保に関しては、一定台数は整備されているということで理解してよろしいですか。

○福祉部長（吉田正明君）

その辺につきましても、まだ数としては十分ではないというふうに認識しておりますので、今後、そういった必要な数というものの把握に努めていながら、できるだけ、そういった確保については努めていきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

第6期障がい者福祉計画は令和5年度、今年いっぱいなんです。ですから、この計画内で、ただいま質問いたしましたけども、非常用電源の確保であるとか、それから避難所の拡充問題については、もう少し具体的に着実な取組を進めていっていただきたいと、このことを申し上げておきます。

次に、失語症者の支援についてお伺いするところであります。

失語症は、脳出血、脳梗塞などの脳障害によって脳の言語機能の中枢が損傷されてしまう、「話す、聞く、読む、書く」などの言語機能が低下する病気とされております。失語症のある人は、全国で50万人いると推定されています。失語症になると、生活のあらゆる場面で

意思疎通ができなくなり、社会から取り残された状況となるわけです。

本市の失語症者の実態は把握されているのかどうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

失語症は、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血が原因で言葉に関わる脳の領域が損傷を受け「話す」「聞く」「読む」「書く」などの言語機能が低下した状態と認識しております。

身体障害者手帳の対象となる種類に音声・言語・そしゃく機能障害があり、その中に、失語症が含まれております。本市の、この障害にかかる手帳の所持者数は、令和4年3月末現在で31人で、このうち失語症者の人数までは把握しておりません。

また、現行の介護保険の介護認定や障害福祉サービスの支援区分の認定には、失語症に関する項目がないため、実態把握をすることは難しい状況でございます。

令和5年度は、高齢者施設で、失語症出張カフェの開催を予定しておりますので、失語症者への理解と実態把握につながるものと考えております。

○丸山わき子君

今、答弁にございましたように、失語症の実態というのは分からないんです。それから、失語症になった方自体も自分が失語症だということが分からない。何で自分は言葉が出てこないんだろうか、そのような状況のようです。ですから、家族も失語症を理解していないと、おかしいな、それで終わってしまっているというのが実態なわけです。ご本人はどんどんとコミュニケーションが取れないために孤立していつてしまうということです。

さっき全国では50万人いますということ、私はお話ししましたが、八街市に換算すると、約300人ぐらいいるのではないかとこのように私は思っております。

2番目で、障がい者基本計画の位置付けと取組についてなんですけれども、障害福祉サービスの同行援護には「視覚障がいにより移動に著しい困難を有する」などと限定して失語症は対象外となってきたわけなんです。ところが、厚生労働省は地域生活支援の意思疎通事業の中で、失語症も対象であるということを確認させております。やっと明確化されたわけです。本市においても、この失語症の症状や対応を理解して、会話の支援ができるように支援体制が必要となってきました。

本市の障がい者基本計画の中での位置付けと取組、これをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和3年3月に策定しました、八街市障がい者基本計画では、障がいのある方の外出・コミュニケーション支援の充実を図るために失語症者向けの意思疎通支援者の派遣を計画しております。

意思疎通支援者が、失語症者の一人ひとりの特性を理解し、関係性を構築することにより、同行外出の際に、安全に支援できるよう、段階的に事業を実施してまいりたいと考えており

ます。

については、先ほど、答弁したとおり、令和5年度におきましては、失語症者の外出する機会を創出し、社会参加の促進、一人ひとりの特性の理解を図ることを目的に、失語症カフェを開催する予定でございます。

なお、失語症カフェの開催にあたっては、失語症者を支援するために、言語聴覚士、失語症者向けの意思疎通支援者を配置しまして、失語症者に寄り添った対応をまいります。

○丸山わき子君

令和5年度は失語症カフェをやるんだということですが、そこでとどまっては困るわけなんです。もう現に外出に関して、そういったサポーターが必要だという人がいるわけです。ですから、失語症カフェもやるけども、希望者があれば、病院に行く、役所に来る、あるいは銀行などに行くときには会話サポーターとして、きちんと配置をしていただきたい、このことを申し上げておきますが、どうでしょう。

○福祉部長（吉田正明君）

本市におきましても県が主催しております失語症の方への意思疎通支援者の養成研修というもののご案内をしておりますところですが、県に確認をいたしましたところ、八街市を活動エリアとして登録されている方は8名いらっしゃるというふうに伺っております。

失語症に至る原因といたしましては、脳梗塞等の脳疾患に起因することが多く、その後遺症として、場合によっては身体に障がいが残る場合もあるというふうなことから、失語症者向け意思疎通支援者の派遣と併せまして、場合によっては身体の支援も必要になる方もいらっしゃるのではないかと考えているところでございます。

そういったことから、失語症の方が外出する際の支援にあたりましては、安心と安全を確保するというためにも、身体の支援というものも考慮しながら、失語症者個々の状況について把握をしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

そうした中で、新年度予算には、先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、失語症カフェの開催に係る経費というものを計上させていただいているところでございますので、こうした取組の中から失語症者向け意思疎通支援者の方が失語症者個々の特徴等というものを理解していただいて、お互いにマッチングを行うことが可能なかどうか、こういった課題等を整理するとともに、既に実施している自治体もあるというふうに伺っておりますので、そういった状況も参考にしながら、段階的に派遣事業に向かって進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

それでは遅い。自分が失語症者だということで気付いている方もいるわけです。そういう方はボランティアでお願いしていくしかない。ですから、カフェをやりながら、失語症であるという自覚を持っていただくという、そういうことも必要ですと、サポーターが必要だと思っている方もいるわけですから、そういう方々に寄り添った取組をぜひやっていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、加齢性難聴者の障害者対策についてであります。

①番の状況把握と施策の検討についてお伺いいたします。

超高齢化で難聴者は増える一方ですが、難聴は目に見えにくく、理解されにくい障がいであるというのが特徴であります。加齢性の難聴が社会的孤立を招き、認知症の発生・悪化にもつながると指摘されてきています。状況把握と施策の検討を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

加齢性難聴により、身体障害者手帳の交付を受けることは可能であり、手帳交付後、障害者総合支援法による補装具費支給制度を利用した場合、補聴器の購入や修理費用の一部を助成しております。

また、12月議会でも答弁しましたとおり、市独自の助成制度の創設につきましては、調査研究をしておりますが、身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入時の助成につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わることであるため、全国市長会におきましても、国に対しまして積極的な措置を講じることを求めた提言を引き続き行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○丸山わき子君

ぜひ、補聴器は一日も早く補助していただきたいということを再度申し上げておきますが、私は、もう1つのこの立場から今回は提案させていただきたいと思っております。

2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議のランセット国際委員会、この委員会では認知症の3分の1は予防できるということですが、予防できる危険因子の中で難聴が最大の危険因子になっているということが言われているんです。国はこれを認めて、国のオレンジプランにも反映させてはいます。反映させているんだけど、弱いんですね。

厚生労働省は2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人、700万人が認知症になると推定しているわけです。これを八街市に換算すると4千300人になります。4千300人が認知症になりますよという国の方の推定です。それから、65歳以上で約45パーセント、80歳以上で約80パーセントが難聴者ということも言っています。八街で換算すれば1万1千800人の方が難聴者になってしまう。聞こえのバリアフリーへの取組が急務であるということなんです。これは先ほど市長が補聴器を市独自といっても、調査研究していきますよという答弁をいただいたわけですが、次期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定にあたっては、加齢性難聴対策について、きちんと位置付けていく必要があるんじゃないかなというふうに思われます。その辺について、どのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（吉田正明君）

難聴につきましては、話が聞こえず、何度も聞き返すなど、ほかの方とのコミュニケーションを難しくさせて、敬遠するようになることで、外出の機会、あるいは人との交流が減ることから、認知症へのリスクが高まるということにもなっております。

このように、難聴につきましては、認知症の危険因子とされておりますことから、認知症の方やその家族に対します地域での支援というものを拡充して、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を目指すということは大変重要な課題であるというふうに認識しております。

したがいまして、次期計画の策定にあたりましては、認知症サポーター養成講座ですとか、認知症を抱える家族交流会実施の計画、また、予防の大切さを啓発するために世界アルツハイマーデーに合わせました認知症を知ってもらうための取組、さらには、お話のありました加齢性難聴対策の在り方ということにつきましても、十分次期計画の中で検討してまいります。

○丸山わき子君

確かに八街市の計画の中には認知症予防の取組の強化、早期発見・早期対応の体制強化とっているんですが、主な施策をずっと見ますと、これは決して予防の取組になっていないんですよ。予防の取組になっていない。加齢性難聴を認知症の予防として取り組むという位置付けが必要だと。

私が何でこんなふうに言うかということ、介護給付費の抑制、それから、いま一つは、医療費の抑制、ぜひとも認知症にならないためにきちんと補聴器を耳に入れて、コミュニケーションをきちんと持って認知症にならない、そういう予防をきちんと八街市が位置付けてやっついていかないと、本当に大変なことになると、そういうことで、私は今回はこの問題を取り上げました。ぜひ、次期の計画の中では、加齢性難聴の認知症予防、これをどう取り組むのかということを確認させていただきたい。ただ、文字面を並べるだけではなくて、どう取り組むのかということをきちんと位置付けていただきたい、そのことを申し上げておきます。

次に、国保制度の改善についてお伺いいたします。

短期保険証・資格証明書の発行ゼロにということで、運用の見直しを求めるものでございます。

資格書は病院での支払いは10割負担をしなければならない事実上の無保険制度で、お金がなければ医療にかかれないという制裁措置そのものであります。このような制裁措置は運用すべきではない。

滞納世帯に短期保険証・資格証明書を発行するにあたって、納付相談・指導を通じて納付者の事実を十分に把握し、その事実を勧告することとなっておりますが、悪徳滞納者と証明ができない限りは短期保険証・資格証明書の発行をなくしていくことを求めるわけですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、「国民健康保険 短期被保険者証及び被保険者 資格証明書交付等取扱要領」を定めておりまして、国民健康保険税の納付が滞った際には、即時に資格証明書を交付するのではなく、納税相談通知を送付し、納付できない事情など、納税者の状況を把握する等、一

人ひとり丁寧に対応しているところでございます。

また、病気やけがで5日以上入院をしたときや、これに相当する場合は、特別な事情にあたるとして、資格証明書の交付措置を解除し、短期被保険者証を交付するなど、柔軟な対応を取っております。

運用の見直しとのごことでございますが、保険税を滞りなく納付されている方との税負担の公平性の確保を図り、国民健康保険の健全な財政運営を維持していくために必要な措置と考えておりますので、納税者の状況把握に引き続き努めてまいります。

○丸山わき子君

資格証明書の発行を受けた世帯の約9割、それから短期保険証では約7割が200万円以下の世帯なわけです。低所得者の世帯に対し悪徳滞納者として資格証明書を37年前から、また、短期保険証は24年前から発行しているわけです。こういったペナルティーを課してきたわけですが、国民健康保険税の収納率は上がっていないわけなんです。このことは担当課が一番分かっているというふうに思うわけです。生活が苦しくて高過ぎる国民健康保険税を払わない滞納者にペナルティーを課すべきではない、このことは明らかだと思います。

それで、国民健康保険税の滞納者に短期保険証、それから資格書の発行をするかしないかは各市町村に任されているわけです。各市町村の判断なわけです。

既に全国の自治体で短期保険証・資格書の発行の取りやめに取り組んでいる、こういった自治体があるわけです。2016年には資格証明書、それから2019年には短期保険証の発行をやめた横浜市の健康福祉局生活福祉部保険年金課は、新聞の取材に対して、「法や政府の国会答弁、厚生労働省の通達などの趣旨に基づく対応だ」と述べています。国や国会での答弁を聞いていれば、資格書や短期保険証は発行しないでもいいんだと、いけるんだということを行っているわけです。「意図的に支払わないという人はほとんどいないんだ。適切に判断すれば、交付はゼロになる」、そういうことを言っています。本当に払いたくても払えないのが実態なんです。国保年金課の仕事は、支払い困難な市民に対してペナルティーを課す、これが仕事ではない、市民が健康で生活していくための支援をすることではないかというふうに思うわけです。そのためには、ぜひ、短期保険証、または資格証明書の発行ゼロへの検討を進めていっていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（黒川康裕君）

先ほどの市長答弁にもございますとおり、短期被保険者証や資格証明書については、国民健康保険法に規定されているところであり、保険税を滞りなく納付されている方との税負担の公平性の確保にもつながっております。国民健康保険の健全財政を維持していくためにも、必要であると考えております。

また、予防医療の充実を図ることによりまして、市民が健康で生活できるよう努めていきたいと考えております。

なお、議員さんがおっしゃるとおり、横浜市や広島市等で発行ゼロというのも承知しております。今後、そういったことを研究していきたいと考えております。

○丸山わき子君

前向きなご答弁いただきました。ぜひ、お願いしたいと思います。

それで、この間、短期保険証、それから資格証明書を発行して、短期保険証が通常の保険証に、また資格証明書の方が短期保険証に変更する率は僅か7パーセントしかないんです。払えないんです。ですから、払えない方々にペナルティーを課す、それは絶対あってはならない、生活の大変な人にはきちんと温かい手を差し伸べる、これが地方自治体の役割であるというふうに思います。ぜひ、その点では、今、課長が言われたように、いろいろ研究していただきたい、前向きに検討していただきたい、このことを申し上げておきます。

それから、事業者への休業補償制度についてであります。

これは傷病手当をぜひ創設してほしいという私の質問であります。労働者が加入する健康保険は、けがや病気、それから、事故、出産などの収入が途絶える事態に対して「従前所得水準を維持」という公的保険の理念があって、傷病手当や出産手当があるわけです。しかし国保では保険者による任意給付としている、任意給付なんですね。ですから、自営業を対象とした、こうした休業手当、これをぜひとも八街市でも実施していただきたいというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

傷病手当につきましては、被保険者が業務外の病気やけがのため労務不能となり、一時的に収入の喪失等を来した場合には、ある程度補填し生活保障を行うことを目的とするものであります。

国民健康保険では、傷病手当は任意給付であり、近隣市町においても給付実績はございません。

現在は、特例的に被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる国民健康保険被保険者に対し、傷病手当金を支給しておりますが、現状におきましては、国等からの財源措置のない制度の創設は厳しいものと考えております。

○丸山わき子君

今、市長が言われたように、これは任意なんですね。近隣市町がやっていないよ、だからやらないではなくて、八街市の中小業者の皆さんが一生懸命、八街市を守ってくれた、一生懸命、農業と一緒に基幹産業の一部として頑張ってくださっているわけですから、そういう方々が、いざ大変というときには、こういう傷病手当で補償していく、これが本来ではないかなというふうに思います。国や自治体がやる気になれば、傷病手当はできるものです。国民健康保険法は社会保障及び国民保健の向上に寄与する、これが目的だということを第1条でうたっているわけです。ぜひ、この立場に立って、市民の健康・福祉、社会保障をしっかりと守っていただきたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日2月23日は休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。明日2月23日は休日のため休会といたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

2月24日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(延会 午後 2時26分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件